

---

平成25年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成25年12月5日 (木曜日)

---

議事日程(2)

平成25年12月5日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】(13名)

1番 松上 宏幸    2番 内海 猛年    3番 刀根 正幸    4番 妹川 征男  
5番 貝掛 俊之    6番 田島 憲道    7番 辻本 一夫    8番 小田 武人  
9番 今井 保利    10番 川上 誠一    11番 益田美恵子    12番 中西 定美  
13番 横尾 武志

---

【欠席議員】(なし)

---

【欠員】(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美    書記 井上 康治    書記 志村 裕子

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本石美香	病院長	櫻井俊弘	病院事務長	森田幸次
競艇事業局次長	大長光信行	事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により、質問を許します。

まず、9番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

おはようございます。9番、今井です。通告書に従って一問一答方式で質問を行いたいと思います。

まず、最初に病院事業のことで質問をしたいと思います。

病院事業の新しい素案というものが示されまして、各区、それから全体の山鹿、芦屋地区というところで、いろいろなこの素案に対する説明会が行われているのですが、この説明会の——まだ途中もあると思いますけども——今現時点での、その説明会での町民からの意見、評価のポイントについてご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

お答えいたします。

病院事業につきましては、町民に十分に説明を行い理解された中での事業運営を進めるため、今回、新病院の基本計画素案の住民説明会を25年9月26日から、町内の全自治区を回って開催しております。

現在の実施状況は1つの地区を残すだけとなり、この地区での開催も、近日中に終了する予定でございます。現在までの参加者数は、自治区では419名、山鹿公民館と中央公民館で合わせて25名、合計442名となっております。昨年実施いたしました東公民館、中央公民館、山鹿公民館での3つの公民館で開催しました移転建てかえ方針決定の住民説明会での参加者数が74名であったことからすると、今回の住民説明会では多くの方に参加していただき、多くのご意見、ご質問をいただくことができました。

今回いただきましたご意見、ご質問の主な内容としては、医師の確保に関する事、診療科に

関すること、救急医療に関すること、院外処方に関すること、財源に関すること、交通アクセスに関することであり、その都度お答えしていったことで理解を深めていただけたものと考えております。

以上が住民説明会の状況でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

ありがとうございました。まだ、今後続くということですが、今回素案が出て、これを住民の人に、これだけの四百何名の方に聞いていただいたと。その意見を取り入れて、この素案がいわゆる決定されていくプロセスだと思うんですけども、私は、この素案に対して見方として3つのポイントが、もう既に今、事務長が言われた中にも出ておりましたけども、3つのポイントがあると思う。

1つ目は財政です。トータルとして、この事業は46億9,000万、非常に大きな金額です。うち16億4,000万は、病院が今ある手持ち及び今後の利益の中から16億4,000万を出していく。なおかつ一般会計から4億2,000万を負担するという計画です。残りの二十数億は過疎債と病院債で賄っていくという。これ、大きな財源の内訳ですけども、この46億9,000万っていうのは、芦屋町の1年間の財源に匹敵するような大きな金額です。

そこで、1つ目の質問として、この46億9,000万っていうのは、少し、この1万3,000、4,000の町にとっては大き過ぎないかというのが素直な私の感覚ですけども、このボリュームを、まだコストダウン、カットダウンできるんじゃないかと思いがあるんですね。その辺については、この46億9,000万という大きさについてはどう考えておられるか、お答え願いたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

病院事務長。

**○病院事務長 森田 幸次君**

事業費は46億9,000万ということでございますが、新しい病院に関しては、通常病院の規模を示す指標の中で、最も一般的なものは病床数でございます。これから、地域において人口の高齢化がますます高くなることからして、医療需要も高くなることを見込まれております。また、芦屋中央病院における患者年齢別受診者割合も高齢者が多くを占めていることから、その必要性を認識した中で基本計画素案の中では、病床数137床は堅持していくこととしております。

したがいまして、現段階での新病院建設にかかわる概算費用は46億9,000万となっておりますが、しかしながら、この概算の費用については国のほうから借入れをすることによって、

国からの助成が22億3,000万ありますので、町全体の負担としては24億6,000万となるといふふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

確かに、町の負担としては24億と言われますけど、この24億だって、私たちから見たら、もう天文学的な数字なんですね。物すごい金額を芦屋町から、病院会計と一般会計から出していくということですから、この辺については、さらにコストダウン、またはダウンサイジングするというような言葉では言われますけども、本当に1万3,000に見合った病院の窓口、小口を広げていけば——広げるというより、むしろちっちゃくするっていうことです。ごめんなさい、言い方がちょっとおかしい——、というような検討も、ぜひしていただきたいと思います。これが全体の、まず財政の中の1つ目の投資に対する私の見解です。

もう一つ、この財政については非常に重要なところがあります。今回の素案の中の小さな資料、細かい資料の中に2ページにわたって書いてありますけども、実際24年を起点として、これから新しい病院を決めていく、設立していくことにおいて、いわゆるランニング、毎年毎年の収支が出ております。これをずっと精査、細かい資料が、バックデータがないんで、まだ何とも言えませんけども、ぱっと見た限りでは、これからの病院が、たったこれだけの赤字で済むのかというような数字しか出てないんですね。一番最初に3億赤字が出るけど、あと四、五年したら、もう黒字に転換するというような推測で出ています。じゃ、実際に今、日本中の自治体病院見ると、そんな黒字が出てる病院があるかと、ないんです。黒字が出てる病院は、日本にも幾らかあります。私もそのうちの3カ所ぐらい行きました。実際に全部、財政的な資料を見ると、実論としては一般会計からの戻入ですとか、一般会計が人件費の厚生年金の半分の50%分を負担するとかいうことの実例があるんですね。今回の私たちの芦屋町の病院をランニングして、四、五年したらもう黒字が出るよという数字については、私としては非常に危うい危険な推測だと思うんですけど、この辺の赤字が四、五年で解消できるというところのポイントについて、ご説明をお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

病院事務長。

**○病院事務長 森田 幸次君**

ランニング経費等につきましては、基本計画の素案の中で、平成24年度の地域別患者数と各地域の人口から将来患者数を予測しております。入院、外来とも、32年度までは若干増加をし

て、その後は若干減少いたしますが、将来的に30年後を見越した中でも、ほぼ現在の水準を保ったまま推移すると予測しております。

また、経営における経費におきましても、新病院になってからは新しい資産を取得することで減価償却費がふえ、一時的に経常損益はマイナスになりますが、一般のランニングコストにつきましても、現在とほぼ同等の費用になるというふうに考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

そのような計画を立てられてるということで、私もそのようにいけば一番いいと思うんです。しかし、非常に危険である。というのは、そんな実例がないんですよ、先ほどから言いますように、日本中見ても、病院の経営で。実際民間の病院でも潰れてる病院があるというふうに危ういところなんですね。1万3,000人しかいない中で、高齢者は一部しかいない。その高齢者を対象に、これからの芦屋町の病院は地域連携型を目指そうという計画が素案に出てますけども、その高齢者に対しても収益が上がって利益出てきますっていうこの計画については。基本計画が出てきた段階では積み重ねのコストが出てくるでしょうけども、その辺については、私もきちんと精査していくべきだと思いますけども。

先ほど事務長が言われました、過去の人員から、これからの来院者、入院数を予測したとっておられる。大体こういう予測っていうのは、ある程度の過去の実例から定数を掛けて予測するわけですけども、これについての検証っていうのは、私はまだまだ不足してると思う。実際そういうケースを当てはめて、じゃあ何人ぐらい、大体年間4万人か——4万でよかったかな、年間。数字はじゃあこれを直します——そういう数字で係数で出てきたんですけども、これをいわゆる病院のコンサルみたいな人を入れてでも、この推測値、お客さんが来る推測値が妥当かどうか、もっと厳しく見なきゃいけないんじゃないか。そういう中で安全経営をやっていくというような検証が、まだまだ私、不足してると思うんですよ。これから、もう基本計画に、実際、また実施設計とか基本設計に移っていく段階でも、この辺はきちんと詰める数字を私のほうもきちんと詰めるっていうことをお願いしていきますけども、ぜひこの辺については細心の注意をいただきたい。

特に、今度は消費税が10%になると医療費はその10%を回収できなくて、出て行くお金だけが10%になるというような状況もありますしね。ぜひこの辺について——財政については、今後も質問をしていきますけども——細心の検討と検証をお願いしたいというのが、この財政の1番目の問題です。

病院のこの素案の中の2つ目のポイントを私思うには、やはり医師の確保です。いろいろな自治体病院、私も今さっき行ったと言いましたけども、特に2年前に沖縄の病院、市立病院に行きました。この沖縄の市立病院は物すごい、急性期も対応するような200人ぐらいの医者がいるようなところの病院。しかし、そこにおいても、いやあ、医師の確保はできませんと、大変ですと。沖縄地域独特の状況もあると言いましたけどね。

昔は芦屋町の病院が30年前、40年前にできたときには、九大の医局と連携してれば、そこから先生がきちんと送ってくるというようなシステムもあったんですけど、今はそれがない。なおかつ、芦屋町の今後の病院は急性期に対応するような、手術に対応するような先進的なところをやらないのであれば、通常、一般に新聞とかテレビとかを見てると、そんなに医者が望んで来るようなところでもない。そういう中で医師の確保をどのように考えておられるのか、このポイントについてご説明をよろしくお願いします。

**○議長 横尾 武志君**

病院事務長。

**○病院事務長 森田 幸次君**

医師の確保につきましては、平成16年から始まりました新医師臨床研修制度の導入以降、医師の都市部への偏在などにより、全国的に地方の公立病院では常勤医師の確保が難しくなっているのが現状でございます。そこで、常勤医師確保のために経営形態を地方独立行政法人に変えた中で、給与及び職場環境の改善が必要になってくるものと考えております。これからにつきましても、これらのことを改善した中で常勤医師の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

とにかく、この医師の確保が生命線です。医師の確保ができなかったら何もできないということは、皆さんもご存じだと思いますけども。

先ほどのシミュレーションの中で私も人件費の部分をずっと当たってみました。細かい資料はないので、ある程度大まかな数字で人件費を当たったんですけど、現状の人件費から、医師を確保するために人件費がふえてるとか、いい看護師さんを雇うために人件費がふえてるようなシミュレーションにもなっていないんでよね。環境を整えると、今言われてますけど。だから、その辺には非常に不安を覚えます。

本当に独立行政法人にしてやっていくのであれば、医師の人件費、看護師、看護婦の人件費及

び実際のランニングに伴ういろんな環境整備を、お客様がたくさん来るように環境整備していけば、その辺の費用とかもっと膨らむと思うんですよね。その辺は、むしろずっと同じような感じで、今と同じような感じでできてるんで、その辺は細かい積み上げの数字を私見てないから、ここであんまり言いませんけども、そこは生命線です、ここの芦屋町の病院がどうなるか。

ですから、ぜひその辺については、見直しを含めて、出て行くお金も含めて、それから医師の確保については病院長、それから関係者と詰めていただいて、今後、また随時、経緯についてはご報告、また私の方も質問をしたいというふうに思っています。

この素案の中の3つ目のポイントっていうのは、この芦屋町の病院が、なぜ必要なのか、どんなものを目指すかっていうことです。病院は残すっていうことは、アンケートで90%、芦屋町の中で出ました。これは議会も私たち特別委員会をつくって認めています。残さなきゃいけない、病床も残しましょう、何でかという、この芦屋町には病床ないんで、ほかに入院する施設が。だから、芦屋町の方針として病床を残して、なおかつ終末医療——今回、そうですね。我々の病院は、芦屋町の病院は終末医療、いわゆる人生の最期を迎えるときに芦屋町の住民の人が遠くの病院に入院して、そこまでのケアするのが大変ですと、終末の医療をきちんと芦屋町の病院で診ましようというのが地域連携型の基本だと思うんですね。なおかつ希望する人は、在宅での最期を迎えたいという人については在宅でやりましょう、在宅ケアもやりましょう、ここが芦屋町の今回の素案のポイントなんですよ。

個人的に私も素案をぱっと見るけども、その訴えが少ない、そう思うんですよ。素案の概略用紙の右側を見ますといろんなことが書いてある。診療科目はこのぐらいになりますよとか、なんとかかんとか、わあっと書いてある。そこじゃないんですよ。芦屋町の病院は地域連携型で、この町の医療と福祉を重要視するから、ここをポイントなんです。このために病院を存続させますし、最初に持っていった46億も投資しますよ、ということで話すればいいんだと思うんですよね。そうすれば町民の人は自治体病院だから本当に必要な医療と本当に必要な福祉のための税金投入であれば、赤字であってもみんな満足するはずなんですよ。そうでしょ、必要性があれば。だから、この必要性をもっと訴えるべきだと思う。

私もいろんなとこに説明会に行った方とお話してる段階ですけども、出てくる話もそこが聞こえてこないんです。前提条件として、本当に必要であれば、赤字でも、税金投入しても私いいと思うんです。町民の人も理解してくれると思う。ぜひこの辺はしっかりと、素案から今度の実施計画、実施設計にいく段階においては、町民の人に理解を求めていただくということが重要だと思いますんで。

通常であれば、今も素案をして住民説明会をしていけば、今後はもう実施設計に入ってくると思うんですけども。私は、これだけの金額とこれだけの投資をしていくんですから、やはりもう



一手間、行政のほうに手をかけていただきたいと思う。通常ないですね、こういうのは。もうこのまま基本設計、実施設計にいくんでしょう。やはり、町民の理解をもうひとつ深めていただき、議会にもそうですよ。そういう中で、この病院事業が成功するように導いていかなきゃいけないというふうに思うんですね。

どうでしょう、行政のトップとして、もう一度、もう少し時間をかけて。確かに最初に病院の事業、これが始まったときには過疎債を借りる期限もありましたよね。いろんな差し迫ったことがあったんで、私たち議会も急いで特別委員会を結論づけましたけども、きょう現在ちょっと状況変わって、過疎債も32年になってきたということから、もう一手間、時間をかけていただいて検討していただくということは、トップのほうとしてのお考え、どうでしょうかね。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今井議員のほうから、本当に建設的なご意見、3点に絞っていただいたわけでございます。まさに今井議員のおっしゃるとおりであろうと理解しておるわけでございますが。

もう一手間ということでございますが、今井議員もおっしゃられましたように、いろんな問題があるわけですね。今ご指摘がありましたように医師の確保だとかいろんな問題。まず。やはり財源の問題ですよね。この問題が一番、まずこれをクリアしないと、幾ら、例えば30億の病院にしても建てられないわけでございます。触れられましたように過疎債、これのあるうちにやっとなかないと。これ、過疎債が、もし芦屋町になれば、恐らくこの病院の建てかえ問題というのはなかったと思うわけで。事務長もお話ししましたように、やはり50%の自己資金でできるという、これが第1点だと思うわけです。

医師の確保について、ちょっと重複するかもわかりませんが、事務長ちょっと説明しましたが、これも大事な点でございます。住民説明会の中でも、そうですね、3割以上医師の問題を皆さん心配されておったわけでございます。これは専門的になりますんで、櫻井院長がきょうおられれば、きっちりしたご説明ができたと思うわけでございますが。これは、櫻井院長というのは、県内でも、九州でも有名な内科、胃腸科の権威でございます。その人脈たるものすばらしいものがあるわけでございます。で、櫻井院長が駆けずり回って、ドクターの確保に。その壁にぶつかったのが、今さっき言われましたように給料の問題。ここで、いつも結局頓挫するというところで、経営形態の問題まで踏み込んだわけでございます。

今井議員が、もう一步踏み込んで必要性という、町民に対して説明ということでございますが、今、大体町民の皆さん方のご意見かなりお聞きいたしました。もう1区残っております。終わりましたら、12月、1月、ちょっと時間かけて、このご意見をまとめて、まず議会の皆さん方に

お示しして基本計画というものをつくらせていただきたいと思います。

これは蛇足でございますが、私もいろんな場面で他の自治体の首長さんとお会いする機会が多いので、病院の問題があるんで、大体自治体病院、ほとんどは建てかえの時期に来ているんですよ。そして、その実情をお互いに話ししたら、うちの場合と比較して、うちは言ったように過疎債がある。それから、病院が30億もの基金を持つてるというこのことに対して、まず、皆さんびっくりされます、えっということ。先日、日南市の市長がお見えになりました。日南市も、病院で非常に頭を悩ませてると、財源がないと。国に言ってもその財源がとれないと、中間市もそうでございます。

うちの場合は、本来、地域医療の場合は交付税措置で1億2,000万ぐらいかな、たしか。これは別にわざとではないんですが、全額病院にやってないんですよ。今まで6,000万、8,000万。去年は8,000万か9,000万ぐらい。これは新病院になった場合にも全て、国からの地域医療のための、これはもう全部出すというふうの方針決定も言っておるわけでございます。

いろいろご心配なご意見等々もお聞きしております。それを今、住民説明会で、一つ一つ院長が病院のことにつきまして丁寧にご説明されて。大体皆さん、お聞きになられたら、ああ、そうだったんですか、そうですかと。財政の問題も50億50億というのが何かひとり歩きして、町の中に。いや、そうやないんですよという財政の説明しても、そうなんですかという真実が住民の方にご理解が広がったということです。

あとは今井議員ご心配のように、もう一つ踏み込んで計画をつくって、それをまた議会の皆さんのご指導をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

わかりました。一つ踏み込んで、議会のほうにもう一度やっていただくっていう。これは今までにこういう事例はないんですけども、そういうふうな検討をしていただけるというか回答をいただいただけでもありがたいと思いますし、ぜひその時点において、きちんとした精査を再度議会からもかけたいと思いますし、私自身も自分の力で、町民のほうにもそれは伝えていきたいと思えます。

いずれにしても、この病院事業については、これから3年間ぐらいは大きな課題になると思えますので、今後もきちんと、私としても一般質問等でも押さえてまいりますけども。50億ってのが、ごめんなさい46億9,000万が、実質的には25億ぐらいの負担になるんですよ。まだ私は、これからも、じゃあ、もし新しい病院よそへ移ったら、残った病院どうするかってい

う、お金がある。いろんな不安があるわけですね。あそこはどういうふうにするんだろう、あそこを潰すお金はどこにいくんだろう、誰が負担するんだろう。だから、いろいろ財源については、大きな数字でポンと出てますけども、きちんとその辺を積み上げて、ここ一、二年で、町民のためになる病院をつくっていくという形でよろしくご検討をお願いいたします。

それでは、2項目めに入ります。2項目めの私の今回の質問は財政についてです。前回の広報誌を見たら、最初から1ページ目、2ページ目、3ページと、最後は3ページ目、ボートの関係までの財政についての説明が書いてあります。トータルとして見ると、国の指標から比べて、芦屋町の財政のシミュレーションも含めて大丈夫ですよというような表現になっておりますけども、その辺について。財政シミュレーションは我々も10年間、今後についてはボート、一般財源いただきましたけども、そこを含めた中での安全であるというところの見解についてのポイントをよろしくお答え願いたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

財政課長。

**○財政課長 柴田 敬三君**

お答えします。

広報あしやの11月1日号で、町の家計簿として24年度の決算内容を報告していますが、根拠として、次の3点について説明します。

まず1点目ですが、町の借金に当たる起債の残高についてです。平成24年度末の起債残高は約74億円で、ここ5年間、庁舎や中央公民館、町民会館の大規模改修を初め各小中学校の耐震化工事等を実施してきました。そのため、起債の残高は約15億円ふえております。

ただ、広報の中でも説明していますように交付税措置という国の助成ルールがありますので、実質の負担額、つまり税込等の一般財源で返済する額は5億円程度の増で済んでおります。割合としましても、この一般財源で返済する部分というのは全体の起債の中で28%ということで、これは前年度比に比較してマイナス2%ということで、ポイント的には改善してるということ、がまず1点目です。

2点目が、国が定めた健全化判断比率の一つで、実質公債費比率という指標についてです。この指標は税込などの一般財源による実質的な返済額が、芦屋町の財政規模の場合、どのくらいまでが許容範囲かということを示すものでございます。国は、この数値が18%を超えたら公債費負担適正化計画の作成を義務づけ、借入を協議——今は協議なんです——これを許可制に変更しますというのが1点です。

さらに、25%を超えると起債制限団体として位置づけ、単独事業の起債が認められなくなるということです。

芦屋町の場合、ここ5年間、この実質公債費比率の数字というのは、20年度が10.6%、21年度が10.4%、22年度が10.3%、23年度が11.6%、24年度は10.9%と、おおむね11%前後で推移しております。24年度に関しましては、前年度比で0.7ポイント、数値が改善しています。これが2点目です。

3点目が、町の貯金といえる基金の残高についてでございます。平成20年度末で基金は36億円で、ずっと取り崩しをしていましたが、36億円で底を打った形ですが、ここ5年間、国の交付金等いろいろありましたけど、結果としては24年度末で約6億円ふえて、現在42億円になっております。

この3点から、財政運営上は健全な方向に推移しているものと判断をしております。

続きまして、財政シミュレーションにおける根拠的なもの、これにつきまして5点ほど、ポイントを絞って説明をします。

まず1点目は、今回の財政シミュレーションの最大の変更点であります。まず、歳入ですが、モーターボート競走事業収入が、昨年の計画に比べ、10年間で24億円増の44億円となったことです。この要因は、22年度から業界初のモーニングレースをスタートし、電話投票による売り上げが順調に伸びていること、また、場外発売場の増設による収益がふえていること、SGレースといった全国発売のレースの誘致等、ここ数年の経営努力の結果によるものと認識をしております。

2点目が、給食センター建設事業の財源として国の補助金のほか過疎債が充当できるようになりましたが、今後も公共事業に対し、引き続き過疎債による財源が確保されているということです。

3点目が歳出についてですが、19年度から22年度までの4年間、団塊の世代の大量退職に対応するため、約11億円の退職手当債を借り入れました。この起債は交付税措置のない単なる借金ですので、27年度末で残りの残高約5億円を一括繰り上げ償還する予定で計画をしております。このことにより、今後上昇が懸念される実質公債費比率の数値を、28年度以降抑えることができるものと考えております。

4点目が、平成17年度から実施してます集中改革プランです。このプランによって人件費や物件費の数値がある程度コントロールできているということです。

5点目です。現在、公共工事のみならず、教育福祉分野のソフト事業にも過疎債を充当していますが、32年度末で過疎指定は終了する予定です。そこで、今後の財政運営を持続可能なものにするために、競艇収益を財源に新たな基金の増設を検討しております。計画では、この10年間で基金総額は約50億円に達する見込みですので、その一部を財源に、今後の教育福祉分野などに対応できるものをと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今、たくさんいろいろ説明がありましたけども、基本的な実質公債費比率18%に近づいているから、過疎債をいろいろ借りて、いろんな事業をやって、ここ二、三年、私はずっとその辺を追求してきたわけです。お金を借りて借りて、どんどん返すお金もたくさんある、大変だよと言ったところで、今度は退職債まで借りてしまった。これは全く国からの補助も何もない。私は、この退職債を借り入れするときには、相当ここでも大騒ぎしました。その法案に反対もしました。

結果として、今回、財政的に好転したということで、これを返すめどが立った、27年ということは今言われましたけど、これについては、私としては大きく評価したい。これについては、私はずっと、4年前、5年前から、絶対こんなことをしてはいけない、これは麻薬ですよと、これをやってったらサラ金と同じですよというような表現までしましたけど、これが返せるめどがついたということについては、財政的に大きく評価します。

その原因はシミュレーションを見てもわかるように、今後2年間2億ずつのボートからの収益っていう計画が、今回のシミュレーションでは6億、約4億・4億、ここ2年で8億ふえてます。実際的にボート事業この8億を出しても、ボートっていうのは、今電話投票なんかでふえたとは言いましたが、全体的にはボート事業ってのは、大体、10年前、私が議員になったときに調査したときに、2兆円ぐらいの規模で物事は売れてたんです、日本全国で。今1兆円も割ってる現状なんですね。ボート事業というものは、全日本的には——芦屋町はざっと今好転したということですよ——全体的には斜陽で縮小している。だから、私は前回も言いましたが、ボート事業というのは気をつけてやらないといけないよということを言っていたわけですが。

実際この4億・4億、ここ2年だけでも8億出せるというところの中で、ボート事業として、内部留保も含めて、その辺の経営的にはどうなんでしょうか。健全的にやっていけるのか、内部留保もやってる、これから機械の更新なんかもあるでしょうけど、その辺についてのご見解を、まずお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

平成25年度から34年度までの10年間の競艇事業局の財政計画で、先般お示ししましたとおりで、各年度ごとの収益というものについては、増減は若干ございますが、計画で上げております10年間で44億、今言われた25年度の6億、27年度の6億、以降4億ずつ繰り出すと

いう計画になっておりますが、この10年間で44億を一般会計に繰り出すことについては大丈夫であるというふうに考えております。

今、言われました、それにプラスして、内部留保的なものはどうかということで、これにつきましても、24年度決算で利益剰余、要するに累積欠損がなくなりまして、利益剰余が出たということで利益剰余金の処分をしております。その中から24年度以降、25年度以降も引き続き剰余金が出る中で建設改良積立をやっていくというようなことで、内部留保もあわせてふえていくという見込みを立てております。これについては、十分やっていけるというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

今回の10年間のシミュレーションを見る限り、非常にボート事業が寄与してるっていうことについて評価をしています。内部留保についても、私も競艇のシミュレーションをずっと見ましたけど、確かにすごい金額を内部留保もしていますから、ある程度安全だというふうに、ここ四、五年は思います。

しかしながら、先ほどから言いますように、要はパイはもう半分になっている、今。そして電話投票は芦屋は伸びてるんですけども、今回の芦屋町のボートのあそこの、今売れてる実績を見ましても、本場、いわゆる芦屋のボートレース場では、どんどん来る人は減ってるし、売れてるものもなくなってるんですよ。この辺の課題も非常にあると思うんです。確かに電話投票伸びてるけども、モーニングレースやっていると伸びてるけど、二、三年後はわからない。モーニングレースやる。みんなそこに参入してくる、非常に危険性はあるということだけは、もう皆さん、ご存じだと思いますけども。で、そのお金、今回来るお金で退職債も返せるということで、非常に感謝はしておりますけども。

一方、目を変えると、本家本元の一般会計、今、病院会計の一つの大きな46億を言いました。それから、ボート事業についてもお話しをした。一番重要なのは本家本元の一般会計です。今まで、ここについてもいろいろ私は追及しましたけども、それ以前の問題がたくさんあったんで言えませんでした。余りここを言っていない。だけど、やっここ二、三年で、財政的にはある程度目安が立つんだという今の財政課長のボートのお話だということで、自分自身も思っています。

じゃあ、そこで我々は何をすべきかです。一番重要なとこなんです、これからの。我々は、一番本家本元である一般財源を、その中でも歳入をどうするか。歳入の内訳私もずっと追求してい

きたいんですけど、それ以前の借金とかいろんな問題があったんで、今までなかなか追求できなかったんですけども。一般会計の歳入、本当に、いわゆる家庭でいえば、お父さんがお金を外に行って稼いでくるというところについての分析は、私の分析はこうです。どんどん縮小してる。なおかつこの中身を言うと、ほとんどの税収の部分が公務員の税収だけです。町民からの税収というのは微々たるもの。新しい収入源がない限りは、先ほど財政課長が言ったように、今後基金をためていって、過疎債が借りれなくなる対応のときのために貯金をしますということ言ってました。昔は、この貯金があれば、この貯金の利子ってのは高いから、それによっていろんなランニングコストなんかをカバーしていくっていうのが基金の役目でした。一旦基金をためても、もうそんな利子はつかないでねす。32年以降になったら、その基金は一旦貯めても、その基金をもう使い切ってしまうというのは、何年間、5年か10年なんかでなくなっちゃいます。じゃあ、芦屋町はその先どうすればいいかと、一番重要なところは、ここ的一般会計の歳入をどうするかです。

きょう現在まで、私も10年間議員でここでやってますけども、歳入の改善対策はされてると思うんですよ、いろんな意味で。しかし、実質的には効果は出てないというふうに思う。この辺の歳入についての今後の検討については、どのように考えておられるのか、ご説明をお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

これは、今に始まった問題ではないと。遠賀郡4町の地理的要件を見ましても、土地の行政面積、非常に少ないと。よく言われます企業誘致。企業誘致をやりたいけど、企業誘致に値するような大きな広い土地がない。隣の町、遠賀町、岡垣町、非常に行政面積が広うございます。今から先も——世の中どうなるかわかりませんが——企業誘致ができる可能性を秘めておるわけでございます。

じゃあ芦屋町として、今、今井議員がご心配していただいている問題について、どう解決するかということで取り組んでおるのが定住化政策。やはり、入っていただく人も考えなくちゃいけないけど、いわゆる出を防ぐ、芦屋町に本当に住んでよかったと思う政策というのは、今取り組んでおるわけですが、5年先10年先を目指して。それも、さっきの今井議員の質問の中にも、病院もそうであるわけで、ございます。安全・安心で暮らしていただけるために、やはり病院も必要であろうということで取り回していただいております。

それから、今いわゆる町有地の売却、不用の売却、これは企業誘致というよりも、住宅を建てていただくと、そして固定資産税等々、それから活性化というこういう形もあるわけございま

す。

今現在、目の前にあるのが、今井議員ご存じだと思うんですが、江川台に雇用促進住宅、これが民間売却するというので、つい先日、事業団のほうからありました。今まで何で売れなかったかという、1軒だけ、あそこに、住まわれておったんで扱うことができなかった、その方と話がついたという言葉が使われてました。で、これを、もう売却しますと。どうなるかわかりません。これは町の財産でございます。もしあそこが売却できれば、そこに住んでいただければ、それなりの人口対策、税金対策もできるのではないかと考えております。

それから、自衛隊官舎、今芦屋町の警察の派出所の裏にありますよね、そこが今、もう空き家になっております。このことにつきまして、これは防衛省のものなんです、これも国等に、議会の皆様のご協力を賜って一緒に防衛省のほうに陳情しなければならぬと思っております。

何と申しましても、芦屋町、人口1万5,000ぐらいの町、有効面積が少ない。企業と言えるかどうかわからない、これを企業と言っているのかどうかかわかりませんが、自衛隊さんというの、隊員さんというの、これは芦屋町にとりまして、今現在、非常に大事な企業であると位置づけてもいいかと思っております。そういうような問題で、やはり自衛隊の基地周辺、遊休地があるのではないか、防衛省の土地があるのではないか。国の土地があれば、その土地を払い下げしていただいて、何とか町の定住化政策に結びつけられればと思っております。これはやはり政治力と申しますか、陳情が大事でございます。これは、党派を超えず自民党、民主党、公明党、共産党であると、それぞれ皆様方への所属されている国会議員の皆様方に、芦屋町のために陳情活動をお願いする場面があるかと思っております。

行政といたしましても、前々から今井議員がご指摘されてありますように、我々もそう思っておる、ボートの売りに頼らない町財政をするというのは、これが理想でございます。それに向かって、少しではありますが、少しずつ行財政改革というものをやらせていただいておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

また、いろいろご指導賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長 横尾 武志君**

今井議員。

**○議員 9番 今井 保利君**

今言われましたように、確かに芦屋町ってのは、実際使える面積がちっちゃい。ほとんどは自衛隊さんが使っている。しかし、自衛隊さんの公務員の給与っていうのも、非常に芦屋町に寄与している、これは私も先ほど言いました。これ、大事にしていかなきゃいけない。

じゃあ、有効面積少ない中で、我々は、今言われましたように、確かに国だとかいろんなところに、行政をお願いすることも大事でしょうけど、我々がアイデアを出して、我々の考えで、これ



でやるんだ、この町は、10年後も20年後っていうのを、やはりつくんなきゃいけないと思うんですよ。これは、もう共通の理解だと思う。

今回、先ほどから言いますように、財政的にもちょっと一休みできるようになりました。次回以降、この問題に絞って質問していきます。やっと一般質問の本懐に入ってきたと思いますので、これで私の一般質問を、きょうは終わります。ありがとうございました。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、今井議員の一般質問は終わりました。

.....

**○議長 横尾 武志君**

ただいまから、執行部の席の移動がありますので、暫時休憩いたします。再開は55分からいたします。

午前10時50分休憩

.....

午前10時55分再開

**○議長 横尾 武志君**

再開いたします。

次に、4番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

おはようございます。通告書に基づいて一般質問をいたしますが、今回も件数が5件もあります。また、きょうは櫻井先生お越しいただきまして、十分な時間をとれないかもわかりませんが、よろしくをお願いします。

まず、皆様方に配付しておりますこういうA3のものがありますが、これは平成25年9月15日号のものをコピーしてきております。このことについて質問をしていくわけですが、もう担当課長さんには十分にこの件についてはごらんになっているだろうと思いますし、私としてもこの特別養護老人ホームの件については、数えてみますと5回ないし6回やっておるようです。それで、25年度の件については、さまざまな形で質問をし、回答をいただき、その中でどうしても町としても、はっきりとした回答をもらえないということは、私自身も厳しいところを苦しいところがあるということがわかるから、25年度については、もう今回は行わないつもりでおりました。

ところが、この9月15日号を見たときに唖然としまして、ここに書いてありますように、広報あしや9月15日号の記事は、町の失政を打ち消すために都合のよい内容にすりかえている。都合の悪いものは隠して、そしてすりかえて町を正当化した内容であると私はそう断定しますし、

また町民の多くの方から、これをもう一回、この広報に対するあり方について追及すべきではないかという意見も出ておりました。そういう意味で、きょうはこれを1番目に上げたいと思います。

この文面は誰が書いたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

私の起案でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

その中で、この文面を見て訂正すべきであったとか、誤解を招くものがあつたとか、これは間違いであつたとかいうようなものはありませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そのような認識はございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

わかりました。

この文面を見まして、文章を見て、国語的に見て、なぜ左の24年度の不採択となるのか。これは25年度の不採択というふうに考えます。これは、福岡県高齢者保健福祉計画（第6次）における整備計画というのは、これは平成24年度につくられてますね。平成24年、25年、26年の3カ年にかけて80床を枠というわけですから、この24年度というのは、これは私は25年度というふうを書くべきものである。

というのは、その左の2段目は、26年度の整備事業の公募を求めます。じゃあ、25年はどこに行ったかと。これ、25年の不採択ということになると思うんですね。これは、24年度につくられた福岡県高齢者保健福祉計画、第6次は24年度です。ところが、それを24年度80床、これが申請者が2者いたけれど、これが応募者がいなかったということ。25年度は2者あ

ったけれど、1者を選んで、結局は不採択になった。対象にできなかったから、25年度。26年度は今度のことですよ。これ、24年度ではなくて、25年度ではありませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、24年度の不採択につきましては、これは24年度に公募を行ったということで書いております。それで26年度整備事業者ということで、こちらは26年度整備するというので、25年度公募を行うという意味ですので、間違いという記述ではないと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、誤解を招く内容ではないんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

誤解を招かれた方がおられればそういったことになるかと思えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、一切問題はないということですから。

では、番号を打っていますが、1番、誹謗中傷するビラがまかれているなどという、この誹謗中傷ということが3カ所にわたってあるわけですけど、この誹謗中傷というのは、どういう定義に考えておられるんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

誹謗中傷とは、根拠のない事実で他人をおとしめるなどをすること。町内に頒布されたビラ等であって、官製談合を初めとした記載。こういう事実に基づかないこと、根拠のないことなどの内容が該当するというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

誹謗中傷ビラというのは、間違いなくそういうような定義だと思います。

さて、そういう間違い得る誹謗中傷のビラとはどういうものかということで、私は開示請求しましたところ、特別養護老人ホーム申請の疑惑を追及する会とか、NPO法人ニューオンブズマンのビラ、それから医療法人慶愛優、芦屋はまゆうなど上げておられます。ほかにもあると思いますが。きょうは、そういう、何が誹謗中傷かということは問いません、時間もありませんし。

ただし、この疑惑を追及する会の責任者の2人に対して、昨年、町は業務妨害として警告書を発出して、弁護士費用10万5,000円を支払ってますね。この件は、疑惑を追及する会が、町長に対して公開質問状を2回提出し話し合いを求めたのですけども、町長も副町長も会わず、2回目の交渉に対しても公開質問状を提出したにもかかわらず、回答さえしなかったと。それどころか、町はこの疑惑を追及する会に対して、業務妨害であるとして警告書を発出しております。

このことについては9月議会で、これは、私は公金の支出乱用ではないかということで、さきの9月議会の24年度一般会計の決算認定については反対し、指摘しました。そして、9月15日号には、このような誹謗中傷したビラという文言を2カ所も使って、これらの団体を逆に誹謗中傷しているのではないかと、逆にそういう感じがいたします。

この疑惑を追及する会とかNPO法人の皆様と話し合いを持たれたことはあるんですか。この方々は町内の方なんですよね。事実に基づかない、そういうことを書いてあるというふうに町が思うならば、そういう方と話し合いを持って、事実確認や団体の言い分を聞く必要があるのではないですか。それを開かずして、話し合いをせずして、どうして誹謗中傷だというような言い方で広報に出されるんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今言われた団体の方々は、昨年、福祉課のほうには何度も来られました。その際には、お話しもさせていただきました。したがって、今、妹川議員が言われてる、お話し合いの申し込みを、いろいろ申し出をされたということに対しては、私どもは何度も対応させていただいております。そして、その中で事実でないこと、そういったことも記載されておる、そのことについては説明なり、ご注意を申し上げたことはございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういうようなことであるならば、こういう広報を、9月15日号を出す前に話をされたんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは出す前、出しますよということでお話はしておりません。それ以前に来ていただいたときのお話は、やりとりはたくさんさせていただいておりますけども、これを出すからというようなことでお話はしてませんし、私どもがお尋ねしたときには、それに対する考え方も述べられるだけで、私どもとしては、ちょっと受け入れられる内容ではないということは当時のやりとりの中ではございました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

②のところは、議会の一般質問で説明しているとおり、町の審査や手続には問題はありませんでした。左のほうの②のところも、指摘もありましたが、町の役割である書類審査や選考に問題はありませんでした。こういうふうな書き方で、これは芦屋町は全く審査についても書類選考についても、何ら問題はありませんでしたということなんですよね。そういうことであれば、⑦に、結果的に福岡県によって整備の対象としないとされ、24年度の特養の整備決定は実現しませんでした。これは25年度と思いますけれど、そういうふうに対象とされなかったのか。町が問題のない、そして第三者委員会による審査された全く問題のないのが、なぜ結果的に不採択に対象とされなかったのか、非常に疑問に思います。これについては、もう時間がありませんので。

それで、④をちょっと見ていただきますと、地元の同意や隣接地権者の手続について問題にしたものです。これは町での選考を終え、福岡県へ書類を提出した後に同意を撤回したことに端を発したのです。これはどういう意味ですか。同意を撤回したことに端を発したものですというのは、どういうことでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この意味につきましては、選定委員会での選定、それから答申に基づいた町での選定を終えて、

同意者の撤回が提出されました。そういう意味での端を発したという説明でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

三軒屋地区に予定されてたところの土地の周辺の地権者は7名です。保育所がありますね、それから地主の方が隣にありますね。ほかに5名おられますね。3名の方は、最初から反対をなさっておられます。2人の方が同意をしておられました、1人は同意を撤回する、ところがまた同意をするというような方がおられました。もう1人の方は同意はしていたけれども、いわゆる字名が間違っている、山鹿でありながら芦屋となっている。そして県に行って、このことについてはおかしいではないかと、私文書偽造ではないかというような形で言われた方、いわゆる4名の方がおられます。

私はこの文章から見ると、そういう同意を撤回したことを端に発しているというふうに言われるけども、そうじゃないでしょ、あなたが11月9日に、そういう不備な、不適切な応募書類を受け付けたことから端に発してるんじゃないでしょうか。つまり、何のことかといいますと、字名が違ってるということ、それから隣接地主さんが反対している、そのためにみなし同意書をつくらせている、分筆して。通りもしないような水路、そして通学道路もちゃんと3メートル近くの道路があるのに分筆をした。そして、それを、なりすまし同意書なるものを受理したことから端を発したんじゃないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっと妹川議員にお話。これ通告書はまず1、文面は誰が書いたのか、2、記事の内容について問う、今、妹川議員がいろいろ聞かれてるの、この大きい項目の2について言われてますが、今の水路の問題、結局同意の問題とか、これちょっと順序立てて質問していただかないと。ちゃんとルールがございますので、議長、その辺よろしくお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

これ、同意を撤回したことに端を発したじゃなくて、いわゆる福祉課が応募書類を受け付けた11月9日にあなたのミス、また、わからなかった、そういうことから端を発しているんじゃないかと。これ、関連質問ですよ。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、受け付けに関してなんですけども、これは何度も説明してきましたとおり、県に確認しながら受け付けしておりますので、どの同意書が必要かというのは、それは確認の上で必要な書類が整ってるということで受け付けております。

それから、ミスした書類の受領ということを言われますけども、受領した時点というのは形式的な書類を受け取ります。そして、その後、受領した後にさまざまなチェックをしていく中で、そして一つ一つ、間違いがあれば確認していく、そういった事務をやっておりますので、その中で字名というものを確認した、事業者にも確認して、これはこうこうこういう理由でということ、次は2番目の答弁内容になりますけども、内容を事業者を確認して受領したものであって決して、ミスというふうな考えは持っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今、町長のほうから、この9月15日号から離れてるんじゃないかというご指摘ですけれど、この一般質問の中には、2番目に25年度特別養護老人ホームの不採択についてというのがありますので、この辺と重複するところがあるものですから、ここに飛んだ部分がありますので、そういう形で進めていきたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、じゃあ一問一答方式は取り下げてください。従来どおりにやってください。いいですか。

○議員 4番 妹川 征男君

はい、わかりました。

じゃあ、そういうことで、例えば5番目、町として、既に町の手を離れて、福岡県の審査の段階にあったため、福岡県が判断するものであると判断しました。これ、おかしいと思いませんか。これは、プレゼンテーションはいつありました。それから、意見書の提出日はいつでしたか。意見書の県の締切日はいつでしたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

11月の22日が選定委員会だったと思います。それから、提出日が23日というふうに記憶しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

プレゼンは22日、意見書の提出日は11月22日と私は判断しております。そして、意見書の県の締切日は11月30日ではないだろうかと思っておりますが、プレゼンがあった日に、選定委員会から町長への答申日が11月22日なんですよね。そして、また意見書を提出したのが11月22日、同じ日なんですよ。

では、26年度、26年でのプレゼンの日はいつでしたか。そして、町長が県に意見書を出したのがいつですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

プレゼンテーションにつきましては10月の31日だったというふうに、ちょっと記憶をしております。それから、広域連合に提出したのが11月の11日でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私はこんなにプレゼンがあって、答申を出して同じ日、意見書を出すのも同じ日、去年は11月の22日。今年度26年度は約10日以上も意見書を出すのがあるわけですよ。ゆっくり審議されると思うんですけど。これが福岡県の、既に町の手を離れていたということが非常に微妙なところなんでしょうけど。

私は、この同意を撤回したことに端を発しておりますということですけど、隣接地主の3人の方、最初から理由があって反対している人たちは、この去年の11月の20日前後、どのようになっているということがわからないわけですね。自分たちは同意してないんですから、書類出してないんですから。なのにプレゼンテーションが始まるということを知った地主さんは、そこで初めて、自分たちをのけものにした形で同意書が出てということがわかったわけ、字図を見て。

そのときに、私は質問しました。11月9日の日に、あなたはそういう字図が分筆されている、それから同一名義人であるということもわかっていましたと、だったら、その時点で何で応募書



類を受け付けたのかと。そうしますと、もう県のほうに上げていましたからとか、そういう言い方をされるでしょ。だから、あなたのミスじゃないのかと、あなたが不適切な書類を受け取ったんじゃないかということで、この文章が同意を撤回、これは同意を撤回したことに端を発してるのではなくて、あなたがそういう応募書類を受け付けたことに端を発したんじゃないかということが、もう町民の中でもわかってる人はいるわけですよ。いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

その件につきましては、先ほど説明しましたとおり、そうではないということでございます。以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、そういう中で地元住民といいましょうか、隣接地主の4名の方が、そういう回答でありますから、じゃあ県庁に行って、そして実態を話して、芦屋町のそういう不適切なやり方、そして分筆のこと、それからなりすまして同意を出されてしまって、自分たちは地主でありながら地主として扱われていないということを陳情されたわけですね。そのことによって不採択になったというふうに考えております。じゃあ、このことについては課長が全く問題のないと、この文言については何ら問題はないということです。24年度についても、これは25年だと思いますよ。

つまり、私は思うには、やはり広報というのは誰のものかと。これは福祉課のものでもないし、町行政のものでもありません、町民のためだと思ってるんですけど。やはり公平で事実に基づいた、そして事実をゆがめて真実を隠すような広報ではいけないと思うんです。いかがですか。

今、私が思うには、この記事は信頼性と信用性を損ねた内容であり、そして今日まで公的な情報を、長年にわたってきた信頼性を失墜したものであるとこういうふうに思います。いかがでしょう、今後、文面検討委員会等を設置して第三者機関をつくって、そして検討していく、そういうお気持ちはありませんか。そのことが広報あしやや信頼回復につながるものと思います。いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

私のほうからお答えさせていただきます。

まず、いろいろ、この広報につきまして、妹川議員も、自分のお考えは結構でございますが、お考えはお考えとして民主主義のルールでございますので結構でございます。ちょっと私、手元に誹謗中傷のビラというのがなかったんで、今、副町長が持ってた。ちょっと読みましょうか。

○議員 4番 妹川 征男君

もう私は……。

○町長 波多野茂丸君

いやいや、私が読みます。

○議員 4番 妹川 征男君

中身のことについては……。

○町長 波多野茂丸君

芦屋町政は利権に群がる一部議員と町長とで動いているとか、9月の定例議会、暗躍の真相が暴露された。これが誹謗中傷のビラでないと思われるかどうか。そういうことによって善意ある住民の皆さん方が非常に動揺される。真実、結局、私も妹川議員に何回もお話ししてますよね。この特別養護老人ホーム、これ芦屋町の住民の人がもう待ってるわけですよね。それで議会でも議決していただいて、議長ともども、何とか一番最初に手を挙げたわけでございますよ。そういう中で、いろんな誹謗中傷のビラが、もう最初から出回っておるわけでございます。

言ってますように、これは介護事業である。介護事業とは何。これは福岡県が、小川知事にかわりまして、1床につき350万円の補助金出すと、80床やから2億8,000万円、事業者に入るわけですね。これ、別にボランティア事業ではない、介護事業なんですね。我々行政が1事業者に対していろんな便宜を図るとか、隣地の反対があったから隣地の方に賛成してくれとかいうようなこともできない。それから自治区の同意も、まさにそうであります。行政としては常に中立でなければならないわけでございます。そこでいろんな動きをされたという事実が、町のほうにたくさん来ております。反対してくれとか。そういうことは妹川議員も既に、私は周知の上で今のような発言をされておると思っておるわけでございます。

だから、これは福岡県が、今の補助金等々の関係で決定するわけで、いつもお話ししておりますように県の委託を受けて、そして書類の審査、チェックをし、わからないところは県に相談をして、一つ一つ丁寧に担当課長が処理しておることです。

で、こういう広報というのはそういうような、1回目から、ずっと今も出ておるようでございますが、ビラが出回っておりますので、真実を住民の方にお知らせする責務というものが行政にありますので、この広報が出たんだと思っております。

次、いろいろ出るようなことがあれば、第二弾、第三で広報に出させていただきます。このことははっきり申し上げさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

さまざまな、県政でも国政でも町政でも、やっぱり執行部が出されるいろいろな問題について、町民の皆さんは、そういう怪文書なり出ることもあるでしょうし、団体名も出てるわけですから、そういうことで一々税金を使って、広報の税金を使って、そういうことをすべき内容かなと思うわけですよ。そんなの、うっちゃっとけばいいじゃないですか、逆に言えば。そういうような、税金を使ってまでやるわけ、いけませんよ。おかしいと思いませんか。私はそう思います。

（「会報もそうでしょう」と呼ぶ者あり）

じゃあ、もう話します。私の会報、私の議員としての言論の符ですから、それは私の考えを出すことについて、何ら問題がありますか。（「いいえ、ありません」と呼ぶ者あり）なら、それでいいです。

次に行きますが、この9月議会における2番目です。これについては、もう時間が余りありませんので飛ばしていきますけれど、申し訳ありません。

これは、（4）に、分筆が適当か否か——先ほど町長も言われましたが——県と常に適宜調整した上で、県の考え方をお聞きした上で受理したと副町長は回答されましたけど。いかがですか、この分筆したところの3カ所、現地に行かれましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現地のほうには、事業予定地のほうには全部行っておりますので、申請があったところは確認しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

水路はこの議会日より、今度のここにありますがね、9月議会の私の一般質問の写真がありますが、ここには水路がありますが、この水路に、1メートルぐらいの水路ですよ。そしてここは、2メートルのくいが打っておられますから、このくいが道路安全の通学路の安全対策ということなんですよね。おかしいと思われませんでしたか。この通学路の安全対策ということで事業者が説明したわけでしょうけど、その時点で現地に行っておかしいと思わなかったかということですよ。それを、ただ書類だけを見て、県と便宜調整した上で、県の考え方をお聞きした上、受理

したということですが、その時点で11月9日に受理したときに現地に行きましたかと聞いて  
るわけ。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

11月9日時点で受理した際には、現地のほうには赴いておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、プレゼンが11月22日にあったわけですけど、その間に行かれましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

プレゼン、事業者の選定前には、事業用地の確認ということで出かけております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、現地にもプレゼンの前に行かれたということですが。

先日、通りもしないような水路についても、そういう分筆したということについて、先日、また  
た県に問い合わせしました。またそんなこと言ってるんですか。私、前も言ったじゃないですか。  
そういうことについては、一切分筆については、またそういう分筆された土地が同意書が出る  
なんて、そういう質問を受けたことは一切ありませんということをつけ加えておきます。

実際、そうでしょう。この写真、見てくださいよ。これで、今言った通学路の安全対策として  
分筆していいんですか。おかしいじゃありませんか。この写真を見た人たちから、私に、電話が  
入りますよ。こんなことで分筆して、これが同意書として出たのかと。地主さんからも出ました  
ね。そういう点で、私は今の福祉課に対しては、やはり職務専念義務違反ではないかと、そうい  
うことを前回9月議会でお話をしたところです。

あとの何点か、まだありますが、これについては省略させていただきます。申し訳ありません。

26年度特別養護老人ホームの公募、審査の結果について。

町への応募締め切りが10月11日、プレゼンが10月31日、福岡県介護保険広域連合への

提出期限が11月11日であったと思います。話を聞くと、何者応募したかというのは、2者であるというふうに聞いておりますので結構です。

それで、地元事業者を選出してほしいと2,380名を超える陳情書が提出されているが、選定委員会や町長は、この陳情書をどのように取り扱われたでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

陳情書は第3回目の選定委員会で審議されております。選定委員会としては、陳情書が提出されたことは確認させていただいた上で、審査を行う選定基準とはかかわりがないことを申し合わせています。

ただし、提案内容が甲乙つけがたいときは考慮することも考えられるとの意見が提案されております。

陳情書が住民の方々の思いであるということは承知しております。事業者の選定をお願いした選定委員会は、町民が一番幸せになるための事業計画を選定する責務を負っているとともに、中立、公正であって、かつ独立した第三者機関でございます。このことから事業者の選定については、選定委員会の答申に基づき行っております。

なお、今回の事業者の選定も審査表を用いるまでもなく、審議の上、全委員の一致で事業者の選定を行っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

この署名簿は我が家にも入りましたので、家内が署名はしておるようです。ほかの方々も署名をされた方もおられると思いますが。この世話人代表というのは、もうご存じのように前々町長さんです。それから、さまざまな区長さんとか元組合長さんとか、そういう世話人代表10名の方が名前を上げておられますが、著名な方々です。有識者の方々です。こういう方々が署名をされたということですが、やはり柏原区が区として同意をされているということで、区民の皆様方が中心になって顔の見える事業者に期待をしているからこそ短期間で集められこれが町内に波及したのではなかろうかと思っております。

それで、私が思うには、そういう発起人の方々、代表者の方々や署名を回っておられる方と、また柏原地区の皆さん何人かと話をしましたが、やはり玄界灘と響灘が、高台にありますから見えます。そして柏原漁協や堂山が見渡せるというところであると、景観は本当に申し分ないです

ね。

そして津波対策にもなるわけですが、いろいろな資料を見てみますと、認知症の入所者を介護するグループホーム、小規模多機能を兼ねた地域密着型介護施設ということで、地域住民の方、特に柏原地域の方々は、ぜひこういう海が見えるところ、景観のいいところで入所したい、ないしは家族の人たちの願いがある。そして、その施設が地域のイベントを通して非常に共感を受けているというような思いの中で、みずからの名前を出して、そして署名を始められたわけですね。そういうことについて、いかがでしょう。選定委員会の中で説明をされましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今議員がいろいろ言われたんですが、そういったことは陳情書の提出の際には詳しく述べられておりませんので、説明するすべはございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

その地域住民の方々は、やはり芦屋町で長年生活した方々が多いと思うんですね。そういう海が見える施設に入所できることは大変な喜びであると、そういう期待されて署名をされたようですね。そういうのが選定委員会の皆さんや町長に、どれだけ受け入れられたのかなというふうには、残念でたまりません。

それからもう一つ、昨年の25年度もそうでしたけれど、山鹿地区は鉱害復旧跡地であるということが、図面を見せて、ここでお話ししたと思うんですね。そしてあそこの大君区のところに行けるであろうところが、遠賀川から近いところですから、そしてあそこが相当な量を、砂や石を投げ込んでおるといふふう聞いてます。現に私呼ばれまして、あそこの隣接地主の、4軒、5軒ぐらい離れてるところの方に話があるから来てほしいということで行ったんですが、あの前くらいに4軒ほど新しい家が、2年か3年ほど前にできたようです。

その建設業者が、あそこを基礎固めのためにコンクリートを流し込まなくてはなりませんから、流し込みをするために掘ってたら、石がごろごろ出てきたと言うんですよ。大変な作業で、もうけにならなかったというような形で非常に悔やまれてたということを聞きました。恐らく今度の予定地である芝ノ元というんですか、あそこについてもそういうことが起こり得る可能性があるよと、そういうことを心配を言われておりました。つけ加えておきます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、今の発言は大君区の区民が聞いたら怒りますよ。そういう発言をされると、あそこ  
に家を建てた人は、もういつひっくり返るかかわらんとか、そういう疑念を持たれてあなた訴え  
られますよ、そんなこと言ったら。いいんですか。

**○議員 4番 妹川 征男君**

私は、昭和47年、50年、六十何年、4回にわたって農業団体や鉱害復旧組合の方々が、そ  
の当時の町長や県に対して、それに基づいて今話しております。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

妹川議員の陳情書の件で、選定委員会や町長はどのように取り扱ったかという設問でございま  
して、選定委員会の取り扱いについては所管の課長が述べましたので。私にもということござ  
いますんで、この通告書どおり、ルールに従いまして、私のほうからお話しさせていただきたい  
と思います。

先ほども申しあげましたように、これは介護事業である。箇条書き的に言いますと、県がいわ  
ゆる事業主である、県が決めることであるということ、県の募集要項に従ってやるわけでござ  
います。県の募集要項は介護事業者、限定しておりません。北は北海道から南は沖縄まで、全国  
どうぞ手を挙げてくださいという、大げさに言えばそういうことであろうかと思っておるわけ  
でございます。このことは地域を問わないで、新たに社会福祉法人の設立を予定する者であれば応  
募することができる、この要項は、もう大前提になってるわけですね。

結局、陳情の趣旨というのは、今、妹川議員が言われました。趣旨の内容については、よく理  
解しておるわけでございますが、公募の前提が地域を限定してないということから、そしてま  
た選定委員会も、先ほど福祉課長が話しましたように、こういうふうに二千何名のいわゆる陳情  
書が出てますよという説明をした上で、選定委員会の方もよくこれを理解した上で選定してい  
ただいたわけでございます。

で、福祉課長が言いましたように、この審査を行う選定基準とはかかわりがなく、これは自  
分たちは芦屋町民が一番幸せになるための事業計画を選定する責務を負っているとともに、中立  
公正であってかつ独立した第三者機関であるからということ、これ、ちょっと福祉課長からも  
聞きますと、万が一、例えば甲乙つけがたいということであれば、その辺はしんしゃくしましょ  
うということについてはついでるわけです。結果的には、この専門委員の皆さん、それから芦屋町の各団  
体から1名ずつ出られて選定委員会の方、満場一致で1事業者が決まったという経緯があるわけ  
でございます。

もう一つ、つけ加えます、その中でもお一人でも反対があるというならば、それは結局評価表

というか、点数をつけてやろうというところまでやったわけでございます。だから、この第三者委員会の方が満場一致で決まった事業者ということでございますんで、これは本当に署名……。

これ、じゃあ別の方が違う形で署名を集めたら、署名集め合戦でそういうことが決まっていいいのかということになるのではないかと思います。行政にはいろんなことがございますよね。例えば病院の話でも、反対、反対という署名が3,000集まりました。これは町民の声やないかというような。我々は、議員も同じように、このことは病院のことも、もう何年も費やして審議して、何のための議会があるのかと。やっぱり議員の皆さん方は選挙で選ばれ、そして結局、住民の方の代弁者であろうかと思っておるわけでございます。

だから、そういうことも気持ちは、皆さん、いろんな形でわかるわけでございますが、やはり世の中にはルールというものがあります。それに向かって粛々とやっていくというのが行政の責務でございます。そのことは十分、妹川議員も、今後ご理解賜りたいと思います。

#### ○議長 横尾 武志君

妹川議員、時間がないからね。せつかくあなたは病院長出席を願うので。この前も監査か何か出席願って、監査に一言もしゃべらせんで終わりましたので。病院長、来ておりますので。

#### ○議員 4番 妹川 征男君

町長の答弁、全くそのとおりだと思いますが、この審査項目の中に7点、8点あるんですけど、周辺状況と施設配置、施設が地域とのつながりを継続することができるか、日照や騒音等の施設環境に配慮してるとか、非常に清閑としたすばらしい高台だし、見晴らしもいいところじゃないですか。そういう対象にもなるわけですね。それから、地域住民との同意状況、地域住民及び隣接地権者の同意の状況という形で、この中では的確に適合してるとは思わないかと。署名簿がどうのこうじゃないんですね。署名簿がどうのこうじゃなくて、署名簿に書かれてる内容が、この中で、残念ながら、これは今言われたようなことで取り扱われなかったのかなと思うから、残念だなと思ってるわけですから、それだけです。そういう何もかにも署名をして賛成じゃ反対じゃということではありませんから。そこ辺は認識しておりますんで。

櫻井先生申し訳ありません。あと12分ぐらいしかありませんけど、患者さんたちも先生をお待ちだろうと思うんですけど。それで、次に行かせてもらいます。4番目、芦屋町立新病院の住民説明会。4番と5番も重なるところがありますから、ダブるかもわかりません。

住民からの疑問や意見、または提言はどのようなものであったかということで、大変ご苦労かける中で二十何カ所回られて、きょうの今井議員の一般質問では、約400名近くの方々が参加していただいたというような、442名でしたっけ、そういうことでありました。

今現在、私はパブリックコメントのものを持ってます。これは近々、インターネットで公にされるでしょうけど。それから、住民説明会についても、11月20日までの分が出ております。



これを見ても、先ほどの今井議員の質問に対しては理解を得たものと考え、この住民説明会をしたことによって住民の理解を得たものと考えとおっしゃったんですね、事務長が。

でも、これを、今のパブリックコメントがかなりあります。全部で28項目あります。そういうことを見たときに、これ、ずっと分析しまして本当に理解を受けられたのかなというふうに思いますし。その中で意見もありましたし提言もありましたが、何か受け入れられるようなものがありますか。

**○議長 横尾 武志君**

病院長。

**○病院長 櫻井 俊弘君**

議会にお呼びいただいてありがとうございます。今回いただいたご意見、ご質問の主な内容というのを、ちょっとご紹介しておきますが、医師の確保に関する事、診療科に関する事、救急医療に関する事、院外処方に関する事、財源に関する事、最後に交通アクセスに関する事ということがメインでございます。その都度、ご説明をして理解を深めていただけたものというふうに考えております。この意見については、病院の経営陣のほうでもしっかり検討していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 4番 妹川 征男君**

私が見る限りでは、町の考え方が出ておりますが。私、はまゆう団地に行きましたし、それから中央公民館の説明会に行きました。その中で、こんなふうに意見の概要と町の考え方をきれいに整理されてあるので大変だっただろうなというふうに思ってるわけですが。

これは今井議員の質問で、町長は1月の時点で基本計画を、またはつくったものを議会に報告するという事で、それはそれで前進ではしておるでしょうけれど、やはり普通、こういう住民説明会であって、それに対するいろいろな意見を承って、それをこういうふうに町の考え方を出したら、もう一回返して。というのが、やっぱり誤解をされてる方、それから勘違いをされてる方、またこの回答を見て町の考え方を知って、もう一度聞いてみたいという膝詰めやられるということが、やはり行政側から、町の病院ですから、地元の方々に丁寧に説明していく。区ごとにやるのは大変ですから、やはり3カ所ぐらいでも、こういうようなパブリックコメントを地域住民の意見で、町としては、病院としてはこういうことを考えていくということなさったらどうですか。そして、そういう基本計画を策定していく、そういうお気持ち、いかがでしょう。

**○議長 横尾 武志君**

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

もう一度、住民のご意見を改めて聞いたらどうかというご意見でございます。違うんですか。

○議員 4番 妹川 征男君

違います。もう一度ご意見を聞くということじゃなくて、こういう町の考え方を、やはり周知徹底してもいいと思うんですよ。そういう形で、こういうような意見が上がりよって、町の考え方はこうなんですよということで、皆様方が誠意を持って、説明を3カ所ぐらいでいいでもすからやったらどうですかと。これが今、今井議員が言われるように住民に理解を求めていくという、その誠意ですよ。誠意を求めていったらどうでしょうかと。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今の、ちょっとわからないんですが。今、基本計画の素案の説明を芦屋町全区、それから中央公民館、山鹿公民館やりました。その前もやりましたよね、その前。これをもう一回やったらどうかという質問なのかどうか。多分、副町長が答えようとしてるのは、それをして基本計画をつくった上での結局説明だと、私も解釈しておりましたが。ちょっと、その辺が違う。その辺なんでしょうかね、どうなんでしょうかね。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私は基本計画ができれば、もうそういう方向で行くだろうと思うんですよ。だから、1月の中で、我々議員に基本計画を作成されたものができ上がってくると思いますが、今、町の考え方をもう一度、その3カ所でいいですから、皆さん方にこういう意見が出てたけど、こういうふうな考え方でございますよということで、もう一回、話というか、皆さん方の町や病院側の姿勢を出していく、そういう必要があるんじゃないかと。

なぜかといいますと、例えば今現在、私たちがこの病院の問題について議会で問題が明らかになっていったのは、23年の12月に事業検討委員会でしょ。そして、それから経営検討委員会、それから議会による調整、議会調査委員会、特別委員会ですね。これ、わずか1年半ぐらいですか。46億円という大変な財源を通して、23年の12月から始まった事業が、わずか3カ月間で答申を出される。そして経営検討委員会の設置も、わずか4カ月間で答申が出される。そして建てかえという場所も、決まるのが去年の11月と。何だか矢継ぎ早に、拙速過ぎるんじゃないかと思うわけですよ。

この際、先ほど言われた27年に過疎債という期限があるから、それを逆算してやってきた事実があるかなと思ってるんですね。だから、私はこれ、見切り発車的な状況になる中で、町民の皆さんが患者さんですから、1人でも患者さんをふやすためには、この問題についてはもう一度各地区とは言いません。各3カ所に、それを皆さん方に納得していただくというか、それを理解をしていく、理解を求めていく、そういう作業が町行政として必要ではないかということってます。そして、その後に、いわゆる基本計画を出されたらいかがでしょうかと言ってるんです。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

足かけ4カ月、9月の下旬から今月まで、各自治区を回りまして本当に多くの意見をいただいております。今後は、この意見を、今井議員のこともありましたが、きちんと私ども検証していかなければならない。もう一回やれという話は、これだけの多くのご意見が既に来ておりますので、それは特に必要ないかと思っております。ただ、問題は、この寄せられた意見をきちんと私どもは検証しなければならない。それは、特に必要だと思っております。その中で皆さん方に、町長も言われましたが、きちんとした計画を示しますよと。我々はその検証した内容も、議会の皆さんにも、それから住民も皆さんにも公表していかなければならない、このように思っております。

だから、今後はきちんとそれを検証した中で、改めて基本計画の素案でなくて、基本計画というものをつくり上げていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

次は病院計画の中で、私ははまゆう団地の中で、また中央公民館で出された中で、アクセスに関するのと、それから薬局に関するところがあるわけで、私も薬事課とか厚生労働省やらにちょっと電話して聞いてみたわけですけど。薬局については別に院内でも構わないのですよと。ただ、薬漬けの状況がありましたから、その病院がそういう薬漬けにしないような形で進めていけばいいわけであって、何も薬事課ですか、そういうところが院外にしないということではありません。それは病院の考え方でしょうというようなことがありました。そういう意味では、また公道に面したところにするということであれば、はまゆう団地では、この病院は優しくない病院ではないかというような発言も2回ありましたね。だから、こういうバリアフリーとか高齢者の皆さんの立場から考えれば、私は院内でもいいんじゃないかということを考えてます。そういう住民の声ですね。

それからもう一つ、独立行政法人化することによって医師の確保が一番の大事なことでしょ  
うけど。これも総務省のガイドラインの責任者の方に聞きましたけど、本当に病院を確保したけ  
れば、各自治体で給与体系を変えればいいじゃないですかとこうおっしゃったんですよ。私  
たちは全員協議会でもこの場でも、先ほどのもそうですけど、先生確保のためには、給与  
体系を変えるためには独立行政法人化するべきだとかいうような回答がありましたけど、私  
は唖然としたんですよ。それは、ここで条例で変えればいいわけですよとこうおっしゃ  
ったんですけども、この2点についていかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

時間が余りありませんので。院外調剤の件については、やはりどうしても検討していか  
ないといけないうふうに思っております。それと医師の確保の問題と独立行政法人に  
関しては、いわゆる確保した医師によって収入をどう考えるかということが、かなり  
個別の事情がいつばい出てきますので、それで条例で決めるというのは大変難し  
いかなというふうに思っております。いろいろインセンティブとか、そういう能率  
給とか、そういうものを効率的にやるためには、どうしても小回りがきく判断が  
必要だというふうに私は考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、13時15分から再開いたします。お  
疲れさまでした。

午前11時56分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。一般質問をいたします。質問が多岐にわたりますので、従来ど  
おりの答弁でお願いいたします。

芦屋中央病院について伺います。

第1に、住民に向けて、「町立の芦屋中央病院は、地方行政法人化を目指すことになりました」というパンフレットが配布されました。この中で、国が示す4つの経営形態について検討が行われ、民間譲渡については、「病床の権利を持って町外に撤退する可能性があり、芦屋町で存続することが保証されない」としています。

また、指定管理者制度については、「指定された管理者が経営主義になり、経営が悪化すると撤退する可能性があり、継続的な医療の提供に安定性がない」と断じ、望ましくないとしています。

さらに、地方独立行政法人については、「民間に委ねると適切に実施されないおそれがあるものを、効率的・効果的に行うために、地方公共団体が設立する法人」としております。

町はこれらのことを踏まえて、「検討を重ね、地方独立行政法人化を目指すことになりました」としています。そうであれば、町長は病院の最高責任者として、将来にわたって病院の民間譲渡や指定管理者制度は行わず、自治体の直営で行うことを明言すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第2に、町立芦屋中央病院新病院基本計画（素案）では、薬剤部門は、外来処方箋は院外処方とすとなっていますが、具体的にはどうなるのでしょうか。

第3に、給食部門は外部委託を行うとなっていますが、個別対応食、ワーファリン食、肝臓食、貧血食など多様なバリエーションがあるが、どう対応するのかを伺います。

次に、芦屋町町営住宅長寿命化計画について、2点伺います。

1点目は、芦屋町町営住宅長寿命化計画が策定され、後水住宅の建てかえが計画されていますが、今後の整備計画はどうなるのか。

2点目に、鶴松・高浜団地では、高齢者のひとり世帯が半数近くいるが、高齢者、障害者に対する公的住宅の供給はどのように考えているのかを伺います。

最後に、介護保険制度について伺います。

政府は、8月21日に社会保障改革プログラム案を閣議決定しました。この内容について、3点伺います。

1点目は、要支援者1・2の人に介護保険が実施している予防給付は、市町村が行う地域支援事業に移しかえるとのことですが、対応はどのようにするのか。

2点目に、特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に限定し、要介護2以下は新たな入所を認めないとする方針ですが、必要な介護や医療を受けられず生活の場を失う介護難民を生むのではないか、その点について伺います。

3点目は、利用料の負担は、現行では1割負担ですが、一定以上の所得があれば2割にすると

しています。どのような水準の方が該当するのかを伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を認めます。町長。

**○町長 波多野茂丸君**

川上議員の芦屋中央病院についての1項目めのご質問にお答えさせていただきます。

質問は、将来にわたって病院の民間譲渡や指定管理者制度は行わず、自治体の直営で行うことを明言すべきと考えるがどうかというご質問でございます。

ちょっと、前段の話をさせて、経過というものがございますので。ご存じのとおり、中央病院の設立は昭和51年でございます。その経緯等を少し調べてみましたところ、昭和、これは42年ごろから、町民からの病院設立の要望が上がり、当時の議会、そして執行部における、まずは地元医師会との協議調整、設立する病院の医療体制の確立など、並々ならぬご苦労があつて設立された病院であると同っておるわけでございます。このような経緯の中で、芦屋中央病院は開設以来、今年で38年目を迎え、町内唯一の入院施設を有する病院として医療を提供し続けてまいったわけでございます。

地域医療の確保に努めてまいりまして、さらに平成18年度から住民健診を中央病院で開始し、町民の皆様の健康の維持増進に貢献しています。これから、ますます高齢化が進む中、医療の必要性は高まり、医療ニーズも多様化していくことが見込まれます。

したがいまして、町民が安心安全な生活を送ることができるよう、将来にわたって地域医療の確保に努めていかなければなりません。そのためには、芦屋町に入院施設を有する病院が、ぜひとも必要であると考えておるわけでございます。芦屋中央病院は芦屋町にとって大変貴重な財産であり、当時の、この病院設立に当たっての議会の方々、執行部の方々のその思いというのは、非常に我々は、今現在でも重く受けとめ、それを継承する責務があるかと思っております。

以上のことから、したがいまして、この広報に入れさせていただいておりました独立法人化に当たってのことでございますが、その中身にも記してありますように、町が100%出資する法人であり、町が保有する病院に変わりはありませんと明言しております。したがいまして、法人化しても町直営の施設になるということは変わらないわけでありまして。

以上のことから、町民のために安定して持続可能な医療供給体制を維持していくことが、今の私の責務であることから、芦屋中央病院は町の病院として運営されることとなります。病院事業は、議員ご心配の病院事業を民間譲渡、それから指定管理者制度を導入するつもりはございません。そのことを、今この場で明言させていただきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

要旨2についてお答えいたします。

院外処方につきましては、国の施策の中で厚生労働省が進める医薬分業の考えに伴い、多くの医療機関で実施されております。具体的には、受診した病院では薬を受け取らず、医師が院外処方箋を発行し、院外の保険薬局の薬剤師が、処方内容やほかの薬との飲み合わせなどを確認して薬を渡す仕組みでございます。同一病院での複数科受診での薬の処方や、診療所や病院での薬漬け診療の問題に対して、対応策として院外処方の制度がございます。

現在、芦屋中央病院での外来患者さんの薬の処方につきましては、院内処方箋で診療後、院内で薬をお渡ししております。新病院では、薬の処方は院外処方として、患者の方が院外の保険薬局に院外処方箋を持参して、そこで薬を受け取ることになります。要旨2については、以上でございます。

引き続き、要旨3の給食部門についてお答えいたします。

町立病院の給食部門につきましては、平成20年度から外部委託を行っております。しかし、入院患者の食事の献立は町立病院の管理栄養士が献立を作成し、その管理下のもと、委託業者が食事をつくり、患者さんに提供をしております。

病院食は個々の入院患者の病状や体質に合わせて、医師の指示のもと提供されるものであります。病院食の特徴として、病体に応じた多くの種類の献立があります。大きく分けると、食事制限のない一般食と、肝臓病や高血圧症、糖尿病など、食事療法が有効なものに対する治療食に分けられます。これらの食事は管理栄養士の管理のもと提供されていますので、新病院になっても、その対応は何ら変わるものではございません。

また、委託業者におきましても管理栄養士が業務に従事しており、しっかりした管理体制がある中で食事の提供が行われていますので、特に問題はない状況です。したがって、新病院におきましても、給食部門につきましては、現行どおり外部委託を継続していく予定でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、件名2、芦屋町町営住宅長寿命化計画について、後水住宅の建てかえの今後の整備計画はどうかということで答弁させていただきます。

芦屋町町営住宅長寿命化計画は平成24年3月に策定し、町内10団地、計809戸の町営住

宅の今後10年間の維持管理について、予防保全的な修繕及び耐久性の向上等を図る改善事業等を計画的に実施することで、安全で快適な住環境を確保することを目的としております。

後水住宅の建てかえにつきましては、既に耐用年限を超えた鶴松団地、それと後水住宅を統合し、新しく公営住宅として建てかえるものでございます。既に後水住宅の入居者の皆様には、移転に関するスケジュール等の説明会を行っております。

後水住宅の建てかえ工事のスケジュールにつきましては、平成27年度に測量、地質調査、基本実施設計を行い、28年度に建築工事、29年度には外構工事を計画しております。このため、後水団地に入居されている皆様には、26年度中までに町内の町営住宅等への移転をしていただくように、ご説明しております。

新しく完成する後水団地は周辺が戸建て住宅地であることから、4階建て32戸を予定しております。鶴松及び後水の入居者、現在の入居者が単身及び2人世帯が約8割を占めておりますので、2DK、55平米の住戸を20戸、3DK、75平米を12戸、それと高齢化及び障害者対応としてエレベーターを設置し、手すりの設置等、共用部及び住戸内のバリアフリー化も進めます。

また、鶴松団地につきましては、先ほどご説明いたしましたように、既に耐用年限が経過しているため、用途廃止を平成31年度とする計画でございます。このため、平成30年度までに順次移転をお願いする説明会を開催いたしております。

後水住宅及び鶴松団地の説明会では、入居者の方からいろいろなご質問がございました。入居されている皆様に対しましては、建てかえ及び移転に関するご理解と個別のご意向を伺うためにアンケート調査を実施しております。現在、後水住宅の入居者は22世帯、鶴松団地の入居者は49世帯の方が入居されております。新しくできる新後水団地が32戸ございますので、緑ヶ丘団地等の空き家戸数が現在五十数戸ございますので、新しく新団地ができるまでの住みかえ等について戸数的には可能な状況となっておりますが、今後、高浜団地の方の移転先等検討するときには民間借家を公営住宅として借り上げる、そういったことも検討する予定でございます。

次に、要旨2でございます。高齢者、障害者に対する公的住宅の供給はどういうふうを考えているのかということで、お答えいたします。

公営住宅に住む65歳以上の高齢者がいる世帯は現在237世帯で約4割を占めております。特に新緑ヶ丘団地、鶴松団地、高浜団地は5割という状況でございます。また、鶴松団地及び後水住宅の入居世帯は単身及び2人世帯が約8割を占めておりますので、先ほども申しましたが、新しく完成する団地32戸中、単身及び2人世帯用として2DK、55平米の住戸を20戸、さらに高齢者、障害者対応としてエレベーター、手すりの設置等、住戸内のバリアフリー化を計画しております。



緑ヶ丘団地にも、福祉対応型改善としてエレベーターの設置を計画しております。エレベーターの設置方法は階段室型、階段室にそれぞれエレベーターを設置する方法と、片廊下増築型と申しまして、エレベーター1基について、それで横に、それぞれの階段ごとに通路を設ける2方法を検討しておりますが、コスト、事業スピード等を考慮して、階段室ごとにエレベーターを設置する方法を計画しております。階段の踊り場にエレベーターが着床するため、完全なバリアフリーとはなりません、現状より高齢者に優しい建物になると考えております。

なお、公営住宅の建てかえに関しましては、入居者の経済的負担や町の財政負担も大きくなることも課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

件名3、介護保険制度について。要旨1、要支援1・2の人に介護保険が実施している予防給付は地域支援事業に移しかえるとのことだが、対応はどのようにするのかというご質問でございます。

まず、ご説明申し上げておかなければならないことは、介護保険制度の改正につきましては来年の通常国会で行われる予定で、現在、国の社会保障審議会の介護保険部会での審議中であるということ踏まえ、新聞報道にあります内容などは正式に決まったものではございません。

そこで、国では、現在どのような方向で改正の議論が進んでいるかについて、11月21日に開催された全国介護保険担当部局長会議の伝達会議が、去る11月29日に福岡県庁で開催されましたので、その内容に基づいて説明したいと思います。

まず、要支援者1・2の方への予防給付の見直しは、デイサービス及びホームヘルプが介護保険の給付から市町村事業でございまして地域支援事業に移行する案が示されています。したがって、それ以外の訪問入浴介護や訪問リハビリ、通所リハビリを初めとしたサービスは、そのまま介護保険制度の予防給付に残る案でございます。市町村による地域支援事業の実施に際し、国では事業の円滑な実施を推進するため、ガイドラインとして介護保険法に基づく指針を策定することが予定されています。

また、保険者である福岡県介護保険広域連合にも確認しましたが、現時点で制度が確定したのではなく、国のガイドラインも示されていない現状では、対応が検討できていないという説明を受けております。

本町におきましても、国が示すガイドラインともども、福岡県介護保険広域連合の考え方もございますので、今後これらが示される、あるいは調整によって対応を考えていきたいと考えてお

ります。

次に、要旨2、特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に限定し、要介護2以下は新たな入所を認めないとする方針だが、必要な介護や医療を受けられず生活の場を失う介護難民を生むのではないかというご質問でございます。特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難な中程度の要介護者を支える施設としての機能に重点化すべきとして、入所を要介護3以上に限定すべきではないかという案が検討されております。先ほどの件と同様に、これも方針が定まっているものではございません。検討資料でも、要介護1、2の方であっても、認知症、家族から十分なサポートが受けられない場合は、特例的に入所を認める方向性も示されております。

したがいまして、国の方針が決まってない以上、現段階では、ちょっとコメントはできない状況でございます。

また、町としましては地域包括ケアに取り組んでまいりまして、地域包括支援センターが中心となって地域ケアに取り組んでいきまして、高齢者に包括的なケアができるように取り組んでまいりたいと思っております。

最後は、使用料の負担は、現行では1割負担だが、一定以上の所得があれば2割にするとしている。2割負担の該当基準はどのようなものかというご質問でございます。

この利用料についても決定しているものはございません。検討資料によれば、相対的に負担能力のある所得の高い方には2割負担をしていただく場合の2つの案が示されております。案1では、合計所得金額が160万円以上の方で、年金収入であれば280万円以上の方が対象になります。案2では、合計所得金額が170万円以上の方で、年金収入であれば290万円以上の方が対象となっております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

それでは、まず第1点目から伺います。町長は、これについては、今後将来にわたって、民間移譲や指定管理者制度は行わないということを明言されたわけなんですけど、波多野町政のこの間の動きを見ますと、例えば今度の9月に提案された緑ヶ丘保育所及び子育て支援センターの指定管理者制度の移行並びに民間移譲するなど、全体において芦屋町では、この間、公務の市場化、またアウトソーシングというのを積極的に進めているのが実態と思うんですよ。

そういった点では、やっぱりこの町立病院にしても、町立病院も新たに建設したが、少し経営が行き詰まると、また、そしたら民間移譲にしようという、そういった声が出るんじゃないかということが懸念されてる。これは、今度のパブリックコメントの中にもそういった声があったと

と思いますが。そういった点で、やはり地方独立法人というのが、この間、私も一般質問でずっとやってきたように、これは公的医療の途中下車であると、終着駅は民間移譲と言われているものであるから、この独立法人化によって、やっぱり民間移譲が進められるんじゃないかという懸念があるのでね。そういった点では、町立病院を、将来的にも自治体病院として町直営でやっていくことは必要だというふうに思いますが。特にこういった新病院の建設を進めるのであれば、やっぱり町民の財産として、将来とも自治体病院として、町民の財産、存続させるという、執行部も、またそれを決める議会も、やっぱり不退転の決意で、今後臨んでいく必要があるんだというふうに思っております。

それとまた、きょうも午前中にもありましたが、公立病院改革ガイドラインによる中央病院の独立法人化という点においては、今度のパブリックコメントの27、ナンバー28、こういったところのパブリックコメントでも、国のガイドラインの経営形態の問題や懸念を指摘する声というのが上がっていたと思います。

私は、公立病院改革ガイドラインによる中央病院の地方独立法人化というのは、明確に、私は反対です。自治体病院を抱える多くの問題点というのは、これはやはり医療抑制政策に基づく医療制度の改悪や医師養成数の削減、ここに起因してるという問題があるので、これを改めずに、国が地方自治体に改革を迫ること自体が、やはり本末転倒なことだというふうに思っております。

やはり、今後も——午前中の論議でもあったように——独立法人化については住民に情報を提供し、十分な理解を得るということを、町は常に追求していかなければいけないというふうに思っていますので、ぜひその点をお願いいたします。

それと、2点目の院外薬局についてです。この問題につきましては、この間の住民説明会の中でも、町民の院外薬局についての考え方というのは、やはり患者負担がふえるのではないとか、また、中央病院に受診して、そのまま薬がもらえたのに今度からもらえなくなると、薬局に行かなければいけないと、二度手間だといったこういった声が寄せられています。この、町が考えている院外薬局、これは町立病院の、どのくらいのところに建設する予定なのか、距離はどのくらいあるのか、その点を、まず伺いたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

病院事務長。

**○病院事務長 森田 幸次君**

正式には、保険薬局ともいいますので、保険薬局という表現で回答させていただきます。保険薬局につきましては、直接、医療機関と関係のないところがつくるものでございますので、その規定の中で保険薬局と医療機関の土地と建物がきちりと区分されてないといけないというものがございまして、それと、不特定多数の人が通る公道とみなされるところでないといけないという

ところがありますので、今議員がご指摘、どこにできるのかとか、そういうところは医療機関のほうから、病院側としては申し上げることはできないということでございます。

以上であります。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

この前の全協とかの説明では、案として花美坂の前の大通り、そういったところなんかが上がってましたが。どちらにしても、今までは病院内で薬がもらえてたのが、病院から出て薬をもらわなきゃならないということになります。町立病院に通院される方は、やはり高齢者の方、足の悪い方、そういった方々が多い。こういった方々が、また病院から出て、100メートル、200メートル、300メートル離れた薬局に薬をもらいに行くというのは、やはり大変な問題です。特に、毎日が天候がよければいいですけど、やっぱり寒い日もありますし、風の日もある。そしてまた雨の日とか、そういった日もあるんですから。そういった点では、住民にとっては、患者さんにとっては、本当に不便な方向にあるというふうに考えられます。

また、聞くところによると、院外処方になると処方箋料も高くなる、そしてまた薬剤師の技術料が加算され患者負担がふえるという、こういったことが言われておりますが。仮に芦屋町が、町立病院が院外薬局にした場合、どの程度の負担がふえるのか、そういった点はわかるのでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

病院事務長。

**○病院事務長 森田 幸次君**

院外処方になって病院の負担がふえるということは、特にありません。

**○議員 10番 川上 誠一君**

患者の負担。

**○病院事務長 森田 幸次君**

患者の負担です、すみません、申し訳ないです。

患者さんに関しては、今議員が申されましたように、まず1つが、保険薬局に行かないといけないという二度手間が1つです。もう1つにつきましては、確かに、病院の中にある薬局と保険薬局では診療報酬上で、診療報酬の中で、それぞれの点数が違います。同じ処方をするにしても、病院側には診療報酬がない部分もあります。院外調剤には、手厚く診療報酬が充てられているというところであります。

どの部分で負担がふえるかと申しますと、主に人件費。院外調剤保険薬局についての人件費あ

たり、そのところが非常に手厚く、診療報酬上で点数配分がされております。

具体的に申しますと、保険薬局に行かれて薬をもらわれるときは、薬をテーブルに広げて一つ一つ説明をしてくれますし、いろんな飲み合わせとか、薬剤師さんから、患者さんに質問があって処方間違いがないかどうかとか、いろんなことがチェックされた中で患者さんに薬が渡されるという状況があります。議員が今言われましたように、どこで負担が大きくなるかと申しますと、その主なものとしては、人に対する診療報酬が、保険薬局については病院の薬局よりか手厚くなっているというところで、患者さんの負担がふえるものと考えられます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

今、事務長が言われたように、いろいろ薬の種類とか薬局の規模、そういったもので調剤報酬が違うということで、簡単には出ないわけなんですけど。

私も、ちょっとこれを調べてみました。これは1つの例なんで、これが芦屋町立病院に当てはまるということじゃありませんけど。兵庫県の加古川市民病院が院外処方にしたところのシミュレーションですけど、仮に1種類の薬を7日間処方された場合の点数計算を行ってみると、処方箋料、調剤技術料、後発品関係、調剤料、管理料、情報提供料等で合計約200点が薬剤に加算されると。1点あたり10円を掛けますと2,000円、3割負担とすれば600円が、患者さんの支払いでふえるというふうになってます。これが、例えば4種類ですと、その4倍で、薬が4種類ですと2,400円医療費がふえますし、1週間分として、一月4回通えば約一万円の負担になるという、それからまた同時に国民健康保険の公的負担金も、院外処方箋料として、残り7割程度が増加されることになるというふうになってます。これ、詳しい内容、私もちょっとわかりませんがね。こういったように、ふえることは、もう確かなことなんですよ。

そういった点では、やはり、そういった外に薬もらう、院外薬局にするということを、もう少し丁寧に住民の方に知っていただかないと、新しい病院ができた、院外薬局になって負担は重くなった、手間がかかって、雨の日も外にもらいに行かないけんという、そういった苦情にしかないと思うんで。そういった点では十分な、やっぱり、今後、この問題についての説明が必要だと思いますが、その点は、町長、理事の方、いかがでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

何せ、余りこういう知識がないもんで。私もずっと、この素案の住民説明会があって、院長の

話をずっと。この、今の川上議員の質問が、かなり多いんですね、どこに行っても。結局、院外にすれば上がると、患者負担が。このことは逆に、これも院長の話、聞いてからの話なんですが、それにすることによって、薬を重複にやらなくていいと。病院に行ったら内科に行き、ほかの行って、それぞれ、今、処方箋もらうんですかね。そしたら、必ず重複する薬があると。院外であれば重複をしなくていいというメリットがあるというふうに聞いております。

それから、これも院長の話で、院長は、自分はこの病院に来たときに、そのころから、国のほうで院外というふうに指導があっただけで、私の、いわゆる方針で院内を続けておると。今この近くで院内やってるとこ、ないんじゃないかと思っております。

しからは、利用される方のご不便、今まで院内であって、外でという形になるとどうするかということで。実はきのう、住民説明会、行ったときに、帰りにちょっとそれは院長と話しして、やはり、何か考えないといけないですねと。結局、病院ができる、すぐその近くに何かそういう手段と。これは病院がするわけにいきませんので、その土地を確保して、それを公売にかけて、その業者さんにしていただくとか。公道に面してないといけないということやから、そういう問題もあるんで。それは今から、患者さんにいかにご不便をかけないかということは、今から、この薬の問題については検討していく所存でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

院外薬局のメリットとしては後発医薬品を使うこともできるというのがありますし、それからまた、かかりつけ薬局をつくって薬服指導が受けられるというそういったこともあって、いい点もあります。また、先ほど言ったような薬の重複を防げる問題とかあります。それと、今後の消費税の増税という中で、消費税増税についての病院の分がなくなるという、そういった点でメリットもあるわけなんですけど。

やはり、先ほども言ったように、この問題については、住民によく知ってもらいたいということ。それと院外薬局というのは、その薬局だけでなく、町内の薬局も全て対応されます。町内には恐らく4薬局ぐらいありますんで、そういったところの理解を得て薬事指導とかかかりつけ薬局になってもらうとかいう、そういったところもありますんで、やはり十分、今後、町民の皆さん、また薬局の方々、そういった方と、十分な論議をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、調理の問題について伺います。平成24年度の芦屋町の病院会計事業決算です。この中を見ますと栄養士が2名配置されています。給食業務委託費が3,213万円、シダックフードというところがやっています。それから、給食材料費が2,241万円です。それから、

光熱費が3,429万、燃料費が1,733万円というふうになっております。これは間違いないですね。

それでは、この光熱費の中、または、燃料費の中に給食関連分の費用、こういったものは含まれているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

それにつきましては、実際に業者の方が使われた分につきましては、使用した分を支払っていただくというような形になっております。今、議員が言われましたように、その中には含まれておりません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

はい、わかりました。

それでは、お手元に資料が配付されてますけど、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準というのがあります。これは、こういった民間委託した場合に、それが果たして民間委託なのか、それとも労働者派遣事業になっているのかという、そういったところを判断する指針になっている、厚生労働省が出しているものです。この中で、民間委託であるのなら、例えば2条の1のイの1番、「労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を行うこと」となってます。これは、うちのほうの病院に2名の栄養士がおられます。それを、先ほどの説明ではシダックスのほうにも栄養士がおられるということにもなってます。

それでは、この資料の2点目に業務手順の指示とあって、これは学校給食のQアンドAが載ってますけど、これを読みますと——一番下ですね——ただし、調理業務指示書の内容が献立ごとの労働者数を特定したり作業の割りつけまで指示している場合は、請負労働者の配置の決定や業務遂行に関する指示を発注者が実質的に行っていると認められるので、労働者派遣事業と判断されることになりそうですというふうになっています。うちの病院のほうでは、こういったふうに、指示ではこういったことがあってないのか、また、直接、病院の栄養士が調理師に対して指示をしていく、こういったことは行われていないのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

そういったことは、一切、病院のほうでは行っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

先ほど言いました個別対応食とかワーファリン食とか、こういった部分については、なかなかやっぱり難しい問題があるので、栄養士が直接、調理師に指示をすとかっていう、そういった問題も起こっているんで、ぜひそういったことがないように、今後も気をつけていただきたいというふうに思いますのと。

それと、次に2点目の2のハの1、「自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備もしくは器材、または材料もしくは資材により業務を処理すること」2項めの「みずから行う企画または自己の有する専門的な技術もしくは経験に基づいて、業務を処理すること」ということでありますが、これについてどうなのかということを知りたいと思います。これは、調理する器材、設備、これは請負業者が自前で持っているのかどうかということをあらわしています。

これについて、派遣と請負の区分基準に関する自主的点検項目というのを厚生労働省が出しています。この中で、この問題について、こういった設問をとられています。これは請負業者が回答することになっていますが、業務の処理のための機械、設備、器材、材料、資材をみずからの責任と負担で準備している。またみずからの企画または専門的技術、経験により処理している。つまり、業者が自分で機械整備やら器具やら、そういったものを配置しているのかという、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

今、病院にあります機械、器具、そういったものは業者のほうに使っていただいているという状況であります。それ以外のものについては業者のほうで用意しているものと考えております。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、ここにあるように、機械設備、器材というのは、みずからがしていないということになります。

それと、先ほど使っていただいていると言いましたが、4項目めには、業務処理に必要な機械、資材等を相手から借り入れ、また購入した場合には、別個の双務契約、(有償)が締結されているのかいないのかというふうに問われていますが、こういった双務契約、使うことについての契約書、こういったものを持っていますか。

○議長 横尾 武志君



病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

特にそのようなものはございません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういった点であれば、今病院でやっているのが、正規の請負ではなくて、偽装請負、派遣業になるということになります。そういった点では、やっぱり町自体は法令を遵守するということがありますんで、やっぱりよくない形だと思います。

埼玉労働局は、埼玉県北本市への是正をしていっています。これは、備品を市が無償貸与しているという、それはおかしいということを行っています。問題なのは、もう、町立病院、38年たって、古いんですけど、今度新しい病院になった場合にはIHとか使うってということで、数億円かけて調理場をつくるわけです。その数億円かけた調理場を無償で使わしたり、また安い単価で使わせるという、そういったことがあってはならないことというふうに言われています。

そういった点で、そういった問題もやっぱりクリアした中で新しい町立病院というのが必要だと思いますので、その点はぜひ考えてください。

例えば、熊本の市民病院なんかでは、委託する場合に、一般的な食事については委託して、特殊な病院食、それについては直営でやるという、そういったこともとってます。一番いいのは、やはり直営でやれば、こういった問題は全て解決するわけなので、私は直営に戻すだけだというふうに思ってますが。

とにかく、そういったぐあいでは、自治体などの公務公共の職場が社会的公正と法令遵守、コンプライアンスを求めている、そういった職場です。自治体がみずからの責任で違法、不当な雇用を行うということは許されないので、ぜひ、こういった点も十分検討しながら、新病院の建設については考えていただきたいというふうに思います。

次に後水住宅の問題ですけど、いろいろ言われましたが、住民が、なかなか不安に思ってるということなんですよ。新しい後水住宅が32戸で、そして26戸の在住の方がおられると。そして、それに今度は鶴松団地の方も入りますよ。でも、鶴松団地は、もう全部崩しますよというふうな説明を受けて、そしたら入れない者はどうなるんだというそういった不安を持ってるんで、その点はやっぱり十分に説明して行って、いや、そうやないんですよ、ちゃんとした住居を保障しますよという、そういったところを今後の説明会の中でも示して行って、不安を取り除いていただきたいというふうに思います。

それと、それに関連して町立病院を建てかえるという問題がありましたが、きょうの午前中の

中でも町立病院の跡地の問題が出ました。町立病院の移転後の活用をどうするのかという問題があります。私が提案したいのは、ほほえみほ一る自体は平成12年に建てられたもので、まだ13年しかたっていないということです。恐らく、当時のお金で5億円ぐらいかけてつくったんじゃないかなというふうに思ってますけど。そういったものを、もう新しい病院をつくったから壊していいのかということです。

それで、今、介護保険との関係でいっても、やっぱり今後は高齢者や障害者、そういった者に対する住宅の供給をすべきだということを言っています。それで、今度の地域包括ケアシステムの中で出されたのは、サービスつき高齢者向け住宅、サ高住と言われてるものですけど、こういったものを自治体がつくりなさいということを言われてますし、また、軽度の要介護者を含めた、自立した生活が困難な低所得者の住まいの確保のために空き家を活用したりして高齢者ハウスをつくるという、こういったことも言ってます。また、現行の中ではケアハウスというのもありますし、また軽費老人ホーム、これもいろいろタイプがあるんですけど、B型というのは食事は自炊、を基本にしてやるという、そういった軽費老人ホームがあります。

私は、このほほえみほ一る自体も取り壊してしまうというものではなくて、やはりこういったものに活用できないのかというふうに考えています。

また、今の老人憩の家、これももう老朽化しています。新たに建てかえることが必要だというふうになってますんで、そういった点では現行のほほえみほ一るの1階を老人憩の家にして、あと2階上を、そうした高齢者対策の住宅にしていくとか、そういったことも考えていいと思うんで、ぜひ今後の検討委員会の中では、こういった部分についても考えていただきたいというふうに思います。もちろん、電源の問題とかエレベーターをどうするかとか、また非常階段とか、非常口をどうするかとか、そういったさまざまな問題はあると思いますが、そういったことを踏まえて、やはり活用していくことを考えてみたらどうかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

川上議員のご質問で町営住宅跡地問題ということです。今のご質問をお聞きしますと、町営住宅を全面的につくるということ、今からですね。午前中からずっとあるように、計画の素案、それからずっとやるんですが、議会の承認が要るわけでございます。町営住宅も建設をするという前提の中でのご質問であろうかと思うわけでございます。

我々、執行部といたしましては、まだ皆さん方からいろんなご承認をいただかなければなりません。設計、建設、その段階で議会の方から、いや、もうこれ建てんでいいというような議決があ

るやもしれません。今の川上議員のご質問からすると、川上議員は病院の建設には賛成であるという前提の中でのご質問であろうかと解釈させていただきます。

で、やはりそういうようないろんなことから、今の段階で病院の跡地、今まさに病院の建てかえ問題で、ほんの入り口の戸をあけたぐらいのところ、病院の跡地問題の件についてどうだと、ちょっと我々執行部のほうからは言えません。

しかし、議員の皆様方につきましては、いろんなお考えをどんどん出していただければ、それが参考になろうかなと思っておるわけでございます。今の川上議員のご提案についても一考に値するのではないかと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

これは、今後の中であらう、そういった部分も含めてテーブルに乗せていただきたいということなんで。ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、最後に介護保険制度についてですが、まず要支援の外しの問題ですが、これは言われたように、厚生労働省は11月の14日、150万人が認定を受ける要支援者向けの介護サービスを廃止、市町村の事業に全面的に移すという方針を撤回する考えを示しております。介護サービス事業の4割を占める訪問介護やリハビリについては、引き続き介護保険によるサービスを継続する一方で、ホームヘルプとデイサービスについては、あくまでも市町村に移管するということを言ってます。全面廃止を撤回したということは、これはやっぱりサービス独立性に反対する世論や自治体の声、そういったものの運動に押されたものです。

しかし、その撤回された訪問介護やリハビリ、訪問入浴介護などが全国一律の保険給付として残さなければ支障を来すというのであれば、なぜホームヘルプサービスとかデイサービスとか、そういったものだけを保険給付から外してよいという、こういった理屈が成り立たないと思います。そういった点では、今後、市町村に移された場合に、例えば地域支援事業についてはボランティアとかNPOなどを活用をして効果的に実施するという、こういったことを言っています。

要支援の1・2というふうに言われてますが、例えば、私も今、91歳と90歳の両親の介護してますけど、在宅で。母親は車椅子で要介護認定は3です。父親は障害者で下肢に支障があり、肺気腫、慢性心不全の状況で、要介護認定は要支援の2という状況です。ですから、要介護3と要支援の2も、私にとっては物すごい負担になるから大変だっというイメージがあるんですけど。こういった要支援の2の人をボランティアでやりなさいということ自体が、本当にできるんだろうかと。例えば、老人会のお祝いのときに車椅子を押すボランティアぐらいなら、それはいいん

ですけど。これを、日常生活支援をやるのをボランティアですするという、それを自治体で養成しなさいというふうに言ってます。

そういった点では、課長は、これはまだ決まったことではないというふうに言われてましたが、こういったことを専門のヘルパーではない、ボランティアという見守りが対応できる、こういったことはお考えでしょうか、その点を伺います。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

先ほど、説明会がございましたということの中で、例えばということで、ボランティアが担う部門というようところが例示しております。いわゆるボランティアが担われるところは、サロン事業であるとか認知症の方を対象にしたカフェだとか体操教室、こういったものが、デイサービスの関係のボランティア支援の一例として示されてます。

それから、いわゆるホームヘルプに関するボランティアの例につきましては、ごみ出しとか洗濯物の取り入れ、食器洗い、これは通常のホームヘルパーでも対応しておりますけども、こういったものがボランティアでできるのではないだろうかということ例示はされております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

とにかく、そういった点になって、外された分には、町の財政でやんなさいということになるんですね。その報酬についても、現行より下がる問題もありますし、また量についても、現行よりは減っていくという問題があります。そういったふうになれば、今、行われている訪問介護の事業所の存続、そういったものについての影響も物すごく出てくるんじゃないかと思えます。昨年の介護報酬の改定によって訪問介護の時間が短縮されて、サービス単価の切り下げ、こういったものの中で事業所は存続が厳しくなっています。それが、さらに今度のこの改悪によって厳しくなるのではないかと。

今、八幡西労働基準監督署の所管、職業安定所のホームヘルパーの登録者数は、八幡西、遠賀郡を含めて2名です。それほど、今、ホームヘルパーになろうという労働者はいません。そういった中で、今後こういったことがやられていったら、事業所はできなくなるし、ホームヘルプサービスの供給が滞ってしまうという、そういったことも考えられるんで、ぜひ、こういった実態を町も把握しながら声を上げていていただきたいというふうに思います。

それと、最後に特養ホームの問題ですけど、今度、芦屋町でも特養ホームの建設が進められて

いますが、きょうも朝、言われたように、多くの方が入所できることを期待されてると思います。

ところが、今度の介護保険の改悪によって、こういった方々、要介護1、2の方々は、もう特養ホームができてそこには入れないという、はなからはじかれるような状況が生まれてきます。そういった点では、家族が、自分の家族の要介護度が上がることを願うような、そういった本当に非人道的な結果が起こるのではないかとということも危惧されてます。

また、所得も、1割負担の方が、これから2割の方も出てこられます。こういった方々は、この試算では高齢者の5人に1人が2割負担になるという、そういった試算も出ています。そういった点では、本当に介護保険が、今回の要支援の外し、そういったものはきっぱりと改悪は撤回して、介護を受ける人も、される人も安心できる、そういった介護保険制度にすることを必要だということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

**○議長 横尾 武志君**

休憩します。始まりは14時20分からということで、暫時休憩いたします。

午後2時14分休憩

.....

午後2時20分再開

**○議長 横尾 武志君**

再開いたします。

次に、2番、内海議員の一般質問を許します。内海議員。

**○議員 2番 内海 猛年君**

皆さん、お疲れさまです。2番、内海です。通告書に従い一般質問を行います。質問形式は問一答でお願いいたします。

件名1、介護保険について。

急激な高齢化が進む中、本人や家族が抱える高齢者の介護に対する不安や負担の問題は、ますます大きくなりつつあります。虚弱な高齢者が介護を必要としないようにする介護予防の普及は、喫緊の課題となっております。町民からは、介護予防の大切さはわかっているが、具体的なノウハウがわからないといった声も聞かれます。

芦屋町では、平成24年3月、団塊の世代が65歳以上に達する平成26年度以降の高齢者介護の姿を念頭に置いた、24年度から26年度までの芦屋町高齢者福祉計画が策定されております。

第6章施策の成果には介護予防の推進が掲げてあります。高齢者が地域でいきいきと健康に暮らせるためにも、要支援、要介護認定者とならないように町が行う介護予防事業の推進は大変重要と考えます。

そこで、要旨1点目として、芦屋町高齢者福祉計画第6章介護予防の推進状況についてお尋ねいたします。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

介護予防の推進状況ということで、介護予防教室として実施していますのは、計画書にございます介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業の分野でございます。

24年度に実施した事業名及び、これら全ての参加者について計画策定時の目標値と実績値で説明させていただきたいと思っております。

この介護事業には、いきいき筋力アップ教室、いきいき健康クッキング教室、はつらつ健口講座、老人憩の家健康相談、いきいき昼食会、24年度からは新たに地区体操教室を実施しました。

次に、参加者の状況でございます。

23年度の参加実人員は380人、参加延べ人数は1,319人でございます。24年度は参加実人員の目標が440人に対して実績は413人、参加延べ人数の目標が1,350人に対して1,547人の参加実績となっております。

23年度に比べて24年度の事業への参加状況はふえておりますが、介護予防のためにさらにこの参加者数をふやすことが必要というふうに考えております。

次に、介護予防一次予防高齢者施策評価事業というものがございます。

これにつきましては、介護予防事業の実施状況の評価を行い、事業の見直しを行うものですが、毎年度の評価により24年度は地区体操教室の創設、25年度事業についても内容の組みかえを現在行って効果的な介護予防事業の推進を目指しております。

それから、二次予防高齢者把握事業の状況でございます。

24年度の介護予防事業のため、二次予防高齢者把握事業は23年度に実施しております。対象者は、介護認定者を除く65歳以上の高齢者、約3,000人に基本チェックリストを送付しております。基本チェックリストの回収率は約76%で、2,284名の方から提出していただきました。このうち運動機能で447人、栄養で35人、口腔で321人と二次予防が必要な高齢者が把握できております。基本チェックリストの回収率については、目標の1,800人を超えている現状でございます。なお、現在25年度の基本チェックリストを高齢者の方に送付しており、この回収結果により今後の介護予防事業に取り組んでいく予定にしております。

次に、通所型介護予防事業につきましては、介護認定での非該当者及び二次予防高齢者の中でサービス利用を希望される方に対して、事業所で運動機能の向上等を図るものでございます。課題は利用希望者が少なく24年度目標は28人ですが、実績は3名となっております。

次に、訪問型介護予防事業は、保健師が認知症や鬱が疑われる方のところへ訪問し、介護保険の申請や福祉サービスにつなげるものでございます。24年度は156件の訪問を行っております。

最後に、介護予防マネジメントにつきましては、24年度から地域包括支援センターが町に設置されたことにより、計画策定当時の趣旨と変わってきております。介護予防マネジメントとして、24年度からは地域包括支援センターが要支援1、2の方でサービス利用を希望される方にケアプランを作成することになりましたが、その実績は約190人2,160件でございます。

なお、これ以外に任意事業として、家族介護教室に11名が参加されております。それから、認知症の方を理解する認知症サポーター養成講座につきましては、24年度までに106人の参加がございました。

以上が、介護予防事業の推進状況でございます。

**○議長 横尾 武志君**

内海議員。

**○議員 2番 内海 猛年君**

ただいま介護予防普及事業から介護予防マネジメントまで、いろいろな状況について進捗状況のご説明がございました。

それで、まず介護予防普及啓発事業、それから地域介護予防活動事業につきましては、今、ご説明がありましたように筋力アップ教室や、いきいき健康クッキング教室、それから、自治区公民館でのいきいき昼食会等々がされ、総体的に目標数が440人、そして、実績が413人ですか、ということでまずまずの実績が上がっているような気がしております。

先ほどから申し上げましたように、地域の方々が介護の必要性はわかるけどもなかなかノウハウがわからないというようなこともお声がございます。その中で、このような教室を通じての啓発というのは大変必要じゃないかなという気がしております。

先ほどの高齢者の方々に3,000人ぐらいというお話がございました。それで、400人ぐらいの参加ということになれば、若干少ないような気がしております。まだまだ啓発事業として充実する必要があるかと思いますが、今後、何か目新しいようなものでこの啓発事業、より多くの方が参加できるような事業計画がもしあれば、お答え願います。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

新しいものということでございますけども、今まで毎年度事業して見直し、スクラップアンドビルドということではあるんですけども、特段新しくこれを実施するというのはございません。

ただ、いわゆる歯の健康講座、今まで口腔機能だけの予防のために教室をやった健口講座—一口の健康講座ですね、これと体操教室を合わせてみたりとか、いわゆる一つ一つの事業に対して2つの予防機能を持たしたような感じで、トータル的にそこに一度行けば、例えば地区の体操教室に参加すれば口腔機能もできるし、関節とか運動機能そこら辺もできる、それから、その方々がいきいき健康クッキングということで料理もすれば栄養機能そこら辺も勉強できるようにということで、今のところはそれらを組み合わせた中で、25年度から新しく事業を推進しております。

これとは別に、そうですね、私どものほうとしては、例えばラジオ体操、ある老人会がやっているのでラジオ体操をやっている、こういったものをできれば推進していきたいというような考えは持っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

先ほど申し上げましたけれども、やはり参加者がふえないことには何も事業としての推進が見えないと思いますので、できるだけ多くの参加者を集めるような工夫もお願いしたいと思います。

次に、先ほど二次予防高齢者把握事業についてお尋ねいたします。

65歳以上の高齢者約3,000人の方に基本チェックリストを送付して、約運動が440人ですか、それから栄養、口腔等々大体延べで800人の方々の二次予防が必要な高齢者の把握ができたという答弁がありました。

基本チェックリストの内容を見ますと、バスや電車で1人で外出できますかというご質問や、または日用品の買い物をしていますかなど25項目がございます。その質問に対して、はい、いいえというような形で回答され、その質問に応じて二次予防が必要な高齢者の把握をされているようですが、この、はい、いいえのどのような形を見て二次予防の把握をされるのでしょうか、もしわかればお答え願います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この25の基本チェックリストの中に、運動、栄養、口腔、閉じこもり、認知症、鬱というも



の以外に先ほど内海議員が言われた、日常の行動等々把握しております。これらのうち、例えば運動であれば5項目ございまして、この1つ、2つが欠けてるからといって、運動機能のいわゆるだめだというような判断はしておりません。おおむね半分以上と、そこら辺のところの問題かなというふうに考えております。奇数3つ、4つある場合には半数以上、そこら辺ぐらいからちよっと課題というふうに考えて、二次予防の考え方をっております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

内海議員。

**○議員 2番 内海 猛年君**

なぜこの質問をしたかといいますと、今、町が出してます基本チェックリスト私も手元に持っております。先ほど申し上げましたように、バスや電車で1人で外出できますかということで、答えが、はい、いいえ、それから、日用品の買い物をしてますか、はい、いいえという設問です。

それで、別途入手した基本チェックリストなんですが、これにはその質問の趣旨が書いてあります。それで単純に申し上げますと、銀行預金の出し入れをしてますかという質問に対して、みずから預金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続も含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合は、はい、家族等に依頼して預金の出し入れをしている場合は、いいえとかいうように事細かにその状況を把握できるようになっております。

特に、この基本チェックリスト、ご家族おられる方につきましてはわかるでしょうけども、特に、高齢世帯とか、おひとり暮らしについては、なかなかこれを見ただけではちょっとご本人の判断ができないのではなかろうかと、それで今のお話では、はいとか、いいえが半分以上ついたりというようにお話ですけども、できるだけきめ細かな内容でのチェックリストの送付をお願いしたいなと思っております。

それから、この基本チェックリストによりまして、二次予防が必要な方の高齢者把握、先ほど800名ほど把握できたということですが、この800名の把握できた方のその後の対応はどうされるわけでしょうか、お答え願います。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

まず、チェックリストの送付をきめ細かにということなんですけども、まずこの点について、このチェックリストは町から送るのではなくて、広域連合のほうから送りますので、私ども、その点、十分注意して取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

それから、この二次の把握ということなんですけども、どのように対応するかということなん

ですけれども、まず保健師が訪問を確実にやる対象は、認知症と鬱でございます。これが認知症の、鬱のおそれがある、おそれが強いという方について保健師は確実に訪問して行きます。これは、先ほど言った百五十何件というところで、おそれがある方については訪問をやっています。

それ以外に口腔、栄養、運動については、それぞれの運動教室のときに参加しませんかという勧奨、主に電話が中心なんですけれども勧奨をやっていく、場合によっては訪問も交えて勧奨をしていくということで介護予防事業への参加、それを勧奨しているというのが現状でございます。

**○議長 横尾 武志君**

内海議員。

**○議員 2番 内海 猛年君**

このような把握をして事後処理を的確にやるということは大変必要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に訪問型介護予防事業についてお尋ねします。

先ほど、認知症や鬱が疑われる方等々の内容で、看護師が訪問して福祉サービスの利用相談などを行うというお話がございました。それで私もそうなんです、家族や地域の方々が、認知症や鬱に対する知識と申しますか、これが乏しいのではないかと思っております。

この福祉計画の中の訪問型介護予防事業の中で、現状と課題というところに上がっております。今後は民生委員さんやケアマネジャーなどの連携を図り、認知症や鬱、閉じこもり等のおそれの人の早期発見を図る必要があるというような形が書いてありますが、先ほど申し上げましたように、なかなかそのような病状に対する認識が薄ければ早期発見もできないのではないかと、そういう方々に対する啓発というのが、もし計画か何かあれば、お答え願ひしたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

今、内海議員が言われたことは、とても大切なことで認知症をケアする周りの方、こちらの方の理解がないと、なかなか高齢者支援そういったものはうまくいきません。それで、先ほどは24年度までたった106人というところでの認知症サポーター講座をやってるんですけども、今もう今年度につきましては民生委員の方々、それから自治区に出向いて、そしていきいき昼食会の際とか地区の行事、そういったことでかなり認知症のサポーター講座を行ってます。

それと、こういったものを地域で普及させるためには、職員もということで一応、総務課のほうには来年度の職員の研修の一環として認知症サポーター講座を芦屋町の職員に義務づけてくださいということをお願いしておりますので、これは実現の方向性でいくと思います。私ども福祉課、地域包括支援センターにつきましては、この認知症支援、特に力を入れていきたいというふ

うに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

先ほど認知症サポーター研修といたしますか、このようなお話もございました。我々議会人としても、やはりそのようなものについては研修を受けるべきだろうと思っておりますので、ぜひ議会のほうでも厚生会事業として上げていきたいなという思いをしております。

それでは次に、要旨2点目といたしまして、本町における平成25年3月31日現在の介護保険1号被保険者数3,944人に対し、認定者数814人、認定率が20.64%と高い数値にあるが、その要因は何かということについてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

要旨2でございます。議員がご指摘されておりますとおり、芦屋町の要介護認定率は遠賀郡内で最も高く、33団体で構成してあります福岡県介護保険広域連合内でも11位という高い位置にございます。

それで、65歳以上の年齢区分5歳ごと区切って、芦屋町の認定率について全国平均、それから広域連合内の自治体と比較してみますと、80歳までは芦屋町が平均より若干高いという程度で推移しておりますが、80歳以上になると急にそれら全国平均とかよりも比べて認定率がぐっと上がってきています。80歳、85歳、90歳というところで、これは何だろうということいろいろ調べたんですけども、その中で内閣府が発表している資料がございまして、介護が必要となった主な原因を公表しております。高いほうから脳卒中、認知症、心臓病というふうなぐあいになっております。

したがって、芦屋町の場合も80歳以上から特にこの傾向が見られるのではないかと、これらの原因が見られるのではないかとというふうに推測しており、結果としては、この程度ではございますけれども、高い認定率はここら辺かなというふうな考え方は持っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

80歳以上の方の脳卒中や認知症、心臓病というような要因と、これは推測ということござ

いますが、介護保険事業で連合会が発行した資料がございます。それを見ますと芦屋町の65歳以上の高齢化率25.7%、水巻26.6%、岡垣27.7%、遠賀町27.2%というような形で高齢化率が示されております。芦屋が1番低い状況です。

しかし、先ほど申し上げましたように認定率は20.64と一番高い、連合会に入ってます33団体の状況を見ますと、東峰村が高齢化率が37.1%、認定率は20.3%ということで、一番芦屋より低いということで、必ずしも高齢化が認定に結びつくというような判断ではなく、あくまでも、先ほどから執行部が申してますように病状により認定率が上がるのではないかという気がしています。

そこで、現在、住民課のほうで成人病の早期発見等のために特定健診が実施されております。この特定健診と介護予防についての、もし連携等がございましたらお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

住民課のほうでは、健康づくりというところで担っていただいております。住民課が担う分野というのは、若年層からずっと健康づくりというのを担うわけなんですけども、そちらは主に国民健康保険の被保険者を対象に主にやっております。

その後、退職された方々、高齢者、元気な高齢者の方々につきましては、住民課のほうで実施してます運動教室、そこら辺で健康づくりをやっていただいております。うちのほうはどちらかというと、むしろ何ですか介護保険、介護認定にもうちちょっとこのまましとったらなるんじゃないだろうかというような方をピックアップして支援しているという状況で、同じ60歳以上、65歳以上の方を対象にして調査、調査というか対象にした事業をやってるんですけども、こちらのほうは、住民課のほうは比較的ばりばりしている方、うちのほうは何ですか、それよりもちょっと、先ほど言いました生活機能評価とかで基本チェックリストとかで、ちょっと問題があるかなというふうなところを選んでやっておりますので、それ以外の方はもう何もされなくても大丈夫ということで、そこでまだまだ元気につくっていかう、うちは危ないなということで、同じ対象の中でそういう事業の振り分けで高齢者に対応をしているというような現状でございます。

**○議長 横尾 武志君**

内海議員。

**○議員 2番 内海 猛年君**

質問の趣旨とはちょっと違うかも知れませんが、芦屋町の特定健診の健診率22年度は32%、24年度は36%若干上がっております。

それで、住民課長もちょっとご同行されたんですが、先日全国一の健診率を上げてます北海道

の上富良野町のほうに、ちょっと委員会視察をさせていただきました。

その健診率が22年度で73.2%、まあ突出しております。全国1位ということでございます。なぜこういうように高いかということで、健診のお話し聞きましたところ、上富良野町はもう15年前からそういうような健診、要するに住民の健康についてのきめ細かな運動をやっておられます。

特に私が注視したのが、看護師さんが要するに地域制といいますか自治区制をとられて、自治区の中で仮に誰かがお亡くなりになったら、その方が特定健診を受けてるかどうかというようなことまで調査され、その後、受けてなければどういうような実態だったのか、どういうような病名だったのかということも調査される。それとあわせて特定健診を受けられた後の要するに保健指導、これをきめ細かにやられると、だから住民の方々がこの特定健診の必要性これを十分認識されているということで、行政が健診率を上げるための対策を講じるんじゃなくて、もう住民がおのずから健診を受けなければいけないという自覚の中でされてると、だから健診度上がってますよと、その健診度上がることによって、当然、医療費も削減されてるという効果が出ております。

先ほど申しあげましたように、住民課と連携を密にして特定健診受診率を上げることが、しいては介護認定または、そのものの認定率を下げる要素になろうかと思っておりますので、どうぞ連携して取り組んでいただきたいと思います。

それから、次に、24年度の介護サービスに対する第1号被保険者の1人当たりの給付費、これを見ますと芦屋町が30万6,187円、水巻町が29万1,326円、岡垣町が25万4,881円、遠賀町が24万7,072円ということで、これに対しても芦屋が一番認定率に比例してるんでしょうか、一番高いような状況でございます。

広域連合の中でも15位に位置しておりますし、この認定率が高くなれば、当然、芦屋町が今度、連合会に負担する介護給付費が大きくなる、そうすれば結果として被保険者が支払う保険料が上がるのではなかろうかと気がしておりますが、その辺についての内容がわかればご説明をお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

今、議員おっしゃられた芦屋町の30万6,187円というのは、65歳以上の1人当たりの介護給付費ということなんですけども、これを24年度総額で見ると幾らかということになるんですけども、これは12億7,000万円でございます。芦屋町の介護給付費、介護保険に係る給付費です。この内12.5%これが町の負担で約1億5,000万円になると思います。これが

純粋に芦屋町から出ていくお金になります。

これは、そして23年度に比較して6.32%伸びてます。その前年も5.35%伸びてます。したがって、町の財政負担というのは非常に大きいというように考えてます。

もう一つ保険料なんですけども、一般的に介護給付がふえれば介護給付の50%はいわゆる1号保険者、2号保険者ということで40歳以上の方の住民の皆さんの保険料で賄われます。したがって、この介護保険給付がふえれば住民の皆さんの介護保険料も当然ふえていくというお話になっていきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

ただいまの説明では、やはり認定率が上がればおのずと保険料も上がるというようなシステムなってるようでございます。やはり介護保険の認定率を下げるが大前提だろうと思っております。当然下げることによって介護保険の抑制や、または給付の削減につながるんじゃないかと、この認定率を下げる施策があれば教えていただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

認定率を下げる施策というのは、先ほど、一番最初に申しましたように、基本は生活機能チェックリストこれをしっかり回収する、そして、その中で効果的な事業を推進していくということが基本になってまいります。そして、一番最初に説明しました介護予防教室です、これにいかに参加していただくか、そして、それは各自治区にずっと回っていくんですけども、その自治区で継続してやっていただく、そういったことが非常に大切になると思います。

したがって、これら介護予防教室には一人でも多くの人に参加していただく、当然、福祉課のほうから勧奨さしていただいて、そのことが最後には高齢者ご自身の安心感、健康というものでございますので、私どもは先ほど言いましたように、周知、啓発、それから電話や訪問による勧奨、これをもうやる以外には、やっぱりもうございませぬ。もう、どぶ板と言ったらおかしいんですけど、一戸一戸回って住民の皆さんのところに入っていくということがもう基本だと思います。そのために、そこで住民の皆さんとして、よし参加しようというような気持ちをぜひ持っていただいて、それを行動に移していただきたいというのが私ども福祉課の願いでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

基本ということで基本チェックリストの回収ということでございます。当然、介護予防普及啓発事業、参加者がふえればいいんでしょうけど参加されない方もおられます。そのような方々に対して、この基本チェックリスト、要するに送付して回収率高めれば、状況としては十分な把握ができるんじゃないかという思いがしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、要旨3点目に移らさせていただきます。

厚生労働省は介護が必要な度合いが比較的軽い要支援者向けの介護保険サービスのうち、デイサービス（通所介護）やホームヘルプ（訪問介護）を2015年度から市町村の地域支援事業に移す案をまとめました。市町村からは、サービスの格差やボランティアの育成に危惧する声が上がっていますということで、次の1点、2点お尋ねする。

部分的にまず1点目から、移管後は、町の裁量でサービスや価格を決定できるが、現状のサービスは維持していくのか、また、財源確保はどのように考えているのか。

先ほど川上議員もご質問されましたので、簡単でよろしゅうございますので、お答えをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほども答弁させていただきましたけれども、これは来年の通常国会で決定されるものでございますので、今、国の介護保険事業部会のほうで検討されているということで、案の段階でのお話をさせていただきます。

資料では、先ほど同じように地域支援事業の市町村の円滑な実施を推進するためガイドラインとして介護保険に基づく指針を策定すると、それから、町としてはこのガイドラインを参照する、それから、福岡県介護保険広域連合の考え方、こういったものに基づいてやっていく必要があるんじゃないだろうかというふうに考えております。

それと広域連合、こういったものに確認もしたんですけども、まだ今の時点では何も言われないうような状況ですので、これら広域連合との考え方、こういったものと整合性図りながら町として、もし現状の案のような状況が想定されるのであれば、対応を考えていきたいと思っております。

それから、この地域支援事業を行う財源につきましては、これも検討段階の資料ですけども、現在行われている介護保険による予防給付費と同じく被保険者の保険料、皆さん方から納めていただく保険料、それから国・県・町の地方自治体の負担金を充てることが国の説明会では示され

ているというような状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

先ほど、川上議員のほうで答弁されましたように、現状についてはちょっと明確に回答できないということでございます。

それで国のほうでは、現在、毎年五、六%伸びている事業費を3から4%に抑制すると、そしてなおかつ現行の予防給付費や地域支援事業に使っている財源は移行後も減らさないというような案が示されております。そうしますと、5%から6%上がってるものが三、四%抑える、なおかつ現行支給しているそのような助成金は減らさないということですが、言いかえれば軽度の方は切り捨てるということになるのではないかと考えております。その辺も十分踏まえた中での情報収集に努めていただきたいと思います。その辺も十分踏まえた中での情報収集に努めていただきたいと思います。

それでは、最後になりますが、ボランティアが育ちにくい環境の中で、ボランティアの育成はどのように進めていくのかということについてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ボランティアに関する件でございます。これにつきましても国によってガイドラインが示される見込みですが、検討資料には市町村はボランティアのコーディネーターを配置した上で、ボランティアの発掘、養成、組織化を図りなさいというふうな案が示されております。

また、ボランティアで実施する事業の例示では、研修を受けたボランティア介護予防教室に参加することとか、サロン事業運営するボランティアが高齢者と一緒に洗濯物取り入れるなどの生活行為の支援というのが想定されております。このことにつきましても、国のガイドライン等が示され、ボランティアで担う範囲等が明確になった時点で必要な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

先ほどから答え出てますように、国は要支援向けのサービス費用の6割を占めるデイサービスとホームヘルプを市町村の新事業に移し、それ以外の訪問看護や通所訪問リハビリ、入浴介護な



ど専門的な技能が求められるサービスは予防給付費として残すとしております。

しかし、要支援者の簡単な身の回りについても、ボランティアの方々の方がリスクもございまして、先ほどからお話ししてまいりましたように認知症など身体機能の症状によっては、やはり一定の研修などが必要ではないかと思っておりますが、その辺の研修が必要かどうかという、市町村での研修が必要かどうかというご判断をお願いしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

もしボランティアで担うということになれば、研修というのは当然必要になると思っております。その一番基本がいわゆる高齢者を支援する、支えるということ人権、ここから入っていく研修が特に必要かなというふうには考えています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

制度改正されまして、2015年から段階的に実施されるということですので、状況がわかりましたら早い段階での対応をお願いしたいと思っております。

要支援者に対しての軽度のうちから生活支援を行うことは、心身機能の低下を防ぎ重病化を予防する効果があります。また、情報が乏しく詳細は不明とのことですが、福岡県介護広域連合と連携を密にして現在提供しているサービスが低下することがないように、国への要望を含め適切な対応をお願いしたいと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、内海議員の一般質問を終わります。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

あすも一般質問を行いますので、よろしく申し上げます。お疲れさまでした。

午後2時57分散会

---